

令和元年第2回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 令和元年第2回定例会記録

おいらせ町議会 令和元年第2回定例会記録				
招集年月日	令和元年6月11日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和元年6月7日 午前10時02分 議長宣告			
散 会	令和元年6月11日 午後4時14分 議長宣告			
応招議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1番	佐々木 勝	2番	澤 上 勝
	3番	澤 上 訓	4番	木 村 忠 一
	5番	田 中 正 一	6番	日野口 和 子
	7番	平 野 敏 彦	8番	馬 場 正 治
	9番	沼 端 務	10番	吉 村 敏 文
	11番	澤 頭 好 孝	12番	柏 崎 利 信
	13番	西 館 芳 信	14番	松 林 義 光
	15番	檜 山 忠	16番	西 館 秀 雄
不応招議員	なし			
出席議員	15名			
欠席議員	3番 澤 上 訓			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	泉 山 裕 一	政 策 推 進 課 長	成 田 光 寿
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ く り 防 災 課 長	三 村 俊 介
	税 務 課 長	福 田 輝 雄	町 民 課 長	澤 頭 則 光
	環 境 保 健 課 長	柏 崎 勝 徳	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	赤 坂 千 敏	商 工 観 光 課 長	久 保 田 優 治
	地 域 整 備 課 長	西 館 道 幸	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	柏 崎 和 紀	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	松 山 公 士
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	泉 山 裕 一
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	赤 坂 千 敏	監 査 委 員	柏 崎 堅 一
	監 査 委 員 事 務 局 長	小 向 正 志	農 業 委 員 会 会 長	大 川 義 博

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	小 向 正 志	事務局 次 長	高 橋 勝 江
	主任 主 査	袴 田 光 雄		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1	報告第3号	平成30年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書について	
	2	報告第4号	平成30年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
	3	諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
	4	議案第46号	おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	
	5	議案第47号	おいらせ町監査委員の選任につき同意を求めることについて	
	6	議案第48号	おいらせ町公の施設に係る指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	
	7	議案第49号	おいらせ町公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	
	8	議案第50号	おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
	9	議案第51号	おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
	10	議案第52号	おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について	
	11	議案第53号	校務用パソコン購入契約の締結について	
	12	議案第54号	令和元年度おいらせ町一般会計補正予算（第1号）について	
	13	議案第55号	令和元年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	
議 員 提 出 議 案 の 題 目	1	議員派遣の件について		
開 議	午前10時01分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）			
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	5 番 田 中 正 一 議 員			
	6 番 日 野 口 和 子 議 員			

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (小向正志君)	修礼を行いますので、ご起立お願いします。 礼。 ご着席ください。
	西館議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 なお、3番、澤上 訓議員は、本日所用のため欠席との申し出がありましたのでご報告いたします。 (開会時刻 午前10時01分)
議事日程報告	西館議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
	西館議長	日程第1、報告第3号、平成30年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
当局の説明	財政管財課長 (岡本啓一君)	それでは、報告第3号についてご説明いたします。 議案書の1ページ、2ページをごらんください。 本件は、継続費を設定しておりました多目的ドーム整備事業につきまして、平成30年度から令和元年度に逐次繰越する額が確定しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものです。 その内容を申し上げますと、多目的ドーム整備事業につきまして、平成30年度12月補正予算で設定しました継続費の総額が5,000万円でありまして、うち平成30年度継続費予算現額の1,500万円に対し、支出済額が1,121万400円でありましたので、残額378万9,600円を令和元年度に繰り越すものであります。

当局の説明	西館議長	以上で説明を終わります。
	(議員席)	説明が終わりました。 これから、質疑を受けます。 質疑ございませんか。
	西館議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第3号を終わります。
	西館議長	日程第2、報告第4号、平成30年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
	財政管財課長 (岡本啓一君)	それでは、報告第4号についてご説明いたします。 議案書の3ページ、4ページをごらんください。 本件は、平成30年度から令和元年度に繰り越す2つの事業について繰越額が確定したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。 その内容を申し上げますと、平成30年度3月補正予算において、繰越明許費を設定しました二川目地区光ケーブル整備事業及び中学校施設非構造部材耐震化事業の2件につきまして、合計4,720万円をそのまま令和元年度に繰り越すものでありまして、その財源内訳として未収入の国・県支出金1,567万6,000円、地方債2,930万円、一般財源が222万4,000円となっております。 以上で説明を終わります。
西館議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。 7番、平野敏彦議員。	
質疑	7番 (平野敏彦君)	1点だけちょっと確認したいと思います。 この3月補正で総務費、教育費は補正したわけですが、

なしの声

		<p>令和元年に繰り越した金額の財源が、二川目地区光ケーブルの移設事業については一般財源だけで、特定財源が充当されていないんですけれども、これだったら3月補正しなくても新年度でもよかったんじゃないかなと、私感じたんですけども、特定財源があって使えないから繰り越しをするんだというふうなことで、私解釈していたんですけど、私の考えが違っていたらご説明いただきたいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>お答えいたします。 光ケーブルの関係の事業担当課ということでご説明いたします。</p> <p>平野議員おっしゃるとおり、本件につきましては、3月補正予算において予算措置したものであり、財源につきましても県のほうからその補償額が出るということで取り扱いしておりました。ただ、繰り越しするに当たりまして、県の補償費は雑入で取り扱いしておりますので、財源の区分としては特定財源にならず、一般財源の取り扱いでありましたので、今回の繰越計算書の中では一般財源扱いになるということでもあります。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>県……、そうするとこれは県から入ってくるのは補助金じゃないということに理解して、県の補償費ということは、どういうふうに見ての県の補償費になっているのか。</p> <p>受けるほうは、そうすると一般財源ということは、補償費が入ってくるので一般財源扱いでいいんですか、町で受ける際に、ちょっと理解が、ちょっと引かかるのあります。もう一回お願いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>お答えいたします。</p>

	(成田光寿君)	<p>30年度の3月補正予算においては、この光ケーブルの移設事業の補償費が雑入という形で81万円予算措置しておりました。実際は、それは31年度において事業を行うものでありますので、31年度で補償費で入ってくることとなります。ただ、先ほども説明いたしましたが、繰越計算書の中での財源区分としましては一般財源扱いになりますので、30年度の補償費分は31年度で新たに予算措置して歳入で入れることとなります。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	7番 (平野敏彦君)	<p>私が言ってるのは、この左の財源内訳のところ国・県、地方債、その他あって、このその他に県のほうの金額が入るんじゃないかなというふうなことで、丸々一般財源というふうな、町の一般財源というふうなことであれば、繰り越ししなくても翌年度の予算で計上してもいいんじゃないかというふうなことで質問しているわけです。</p>
	西館議長	<p>政策推進課長。</p>
答弁	政策推進課長 (成田光寿君)	<p>お答えいたします。</p> <p>確かに財源としては県のほうから補償金で入りますが、この特定財源のところにあります国・県支出金というのは、あくまでも国・県の支出金という科目でありますので、補償費は雑入等で予算措置している関係上、この特定財源には当てはまらないということで、一般財源として扱っているものであります。よろしいでしょうか。</p>
	西館議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>答弁漏れ。政策推進課長。</p>
答弁	政策推進課長 (成田光寿君)	<p>補足してもう一度答弁いたします。</p> <p>歳入の部分は、31年度予算において改めてまた補償費の歳入分を補正で措置する予定であります。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	<p>暫時休憩いたします。</p>

質疑	西館議長	(休憩 午前10時10分) 休憩前に引き続き会議を開きます。
	西館議長	(再開 午前10時11分) 13番、西館芳信議員。
	13番 (西館芳信君)	私もちょっと不確かな知識で質問するのをお許してください。 今、光ケーブル、これを敷設する目的というのは、ネット環境をちゃんとした工事をして光ケーブルを敷設して、ネット環境をすばらしくするというふうなことだと思うんです。それが一番の狙いだと思うんですが、今、各会社は工事をしなくてもただ置くだけというやつで、Wi-Fi環境ができるようにエリアを広げております。おいらせ町でも、例えば私の事務所は既にそうなっていて、ところがうちに帰るとまだ一川目地区はそのエリアにはなっていないというふうなことで、普通、幾ら使い放題ということで、それをやると工事すれば1万円ぐらいとられるけれど、ただ置くだけのやつだと2,000円ぐらいで済むというふうな違いがあります。これをそのまま推進していったとしても、そういう環境が全て整備されれば、別に大した値打ちのあるものではないというふうに私は考えますが、そこは間違っているでしょうか。ということが純粋な疑問、ひとつお願いします。
西館議長	政策推進課長。	
答弁	政策推進課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 西館議員おっしゃった件につきましては、今回のこの二川目地区光ケーブルの移設事業とはまた違う次元の話でございます。今回、この事業の内容としましては、さかのぼること平成21年、22年のあたりになりますが、国の補助事業を活用して豊栄、二川目地区のほうに町のほうで光ケーブルのほうを敷設いたしました。その後、実際の管理運用はNTTのほうに貸し出しをして運用しているものであります。 今回、この事業については、県道沿いの電柱、NTTの柱にその光ケーブル網を敷設しておりますので、県道のほうで歩道の拡幅工事がございます、その関係でその柱を、線を移設しなければいけない、その事業であります。よって、県のほうで補償費が出

質疑	西館議長	て、それで移設工事を町で行うというものでございます。 以上です。
	13番 (西館芳信君)	13番。 光ファイバーNTTというのわかりますし、この事業に関しては吉村議員がかなり骨を折られて、二川目地区進んだという経緯も存じております。ただ、結果として、そういうふうにやったとしても、多額の金をかけたとしても、結果的にはどうなんだろうなという憂いが個人的にあるもんですから、質問しました。その辺のところを町長部局のほうでも考えてみる必要もまた、私はあるのかなというふうな思いで質問しただけですので、答弁は特によろしいです。そういう思いで質問させていただきました。
	西館議長 (議員席)	ほかにございませんか。
	西館議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第4号を終わります。
	西館議長	日程第3に入る前に、議事進行に係る確認及び協議のため、暫時休憩いたします。 と申しますのは、今確認中ではありますが、次の諮問第1号において反対討論があれば投票になります。そのときに8番議員が自席で今投票ができるのか、できないのか。8番議員が自席で投票ができるのか今ちょっと確認中なんです。今、そこちょっと確認しているんです。自席で投票ができるのか、できないのかということ。ちょっとお待ちください。 議長権限で投票できると思うんですけども、自席でね。投票はできると思うんですけども、一応確認したいと思ひまして。暫時休憩。 <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時15分)</p>
事務局の説明	西館議長 事務局長 (小向正志君)	事務局長からちょっと説明させますので。 ただいま、万が一投票採決があった場合について、自席でも確認できるかということで、青森県議長会のほうに確認したとこ

なしの声

		<p>ろ、議場は閉鎖されているため、どうしても歩いて投票ができない場合は自席で投票することについても議長権限で構わないということで結論が出ましたので、そういうことで、今回、馬場議員については自席でもできますので、その旨お伝えいたします。</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前10時29分)</p> <p>日程第3、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現委員であります吉田京子氏の任期が令和元年9月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。</p> <p>吉田氏は、平成28年10月より現在に至るまでの1期3年、人権擁護委員として在籍し、積極的に活動されております。同氏は長年養護教諭として教育現場に携わり、さまざまな悩みを抱える児童生徒の相談相手を務めてきた経験を生かしながら、お互いを思いやることのできる地域社会の醸成に貢献したいとの人権擁護活動に理解をお持ちの方であります。人権擁護委員としてまさに適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、ご賛同の意を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>2番、澤上 勝議員。</p> <p>この方、異論はないけれども、ちょっと聞きたいんですけれども、1期やっているわけですけれども、どういう活動、主にどうしているのか。ただの定番だけをやっているのか、それ以外にも</p>
当局の説明	<p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	

		決められていないのでも個人的な活動をしているのか、その辺もしわかりましたらご答弁をお願いします。
	西館議長	町民課長。
	町民課長 (澤頭則光君)	では、お答えいたします。 人権委員のお仕事内容なんですけれども、主には、確かに人権相談、公民館のほうで年10回程度行っております。その他の活動といたしましては、小中学校で、小学校4年生、あと中学校2年生のほうに対して人権教室というものを開いています。その他は啓発活動として、例えばの話ですが、百石まつりの際にパレードに参加したりして啓発活動を行っております。 以上です。
	西館議長 (議員席)	2番、よろしいですか。(「はい」の声あり) ほかにございませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから諮問第1号について採決をいたします。 本案は、これを適任とすることにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案はこれを適任とすることに決しました。
	西館議長	日程第4、議案第46号、おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
当局の説明	町長	議案第46号、おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意

	(成田 隆君)	<p>を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現教育長であります松林義一氏の任期が令和元年6月22日をもって満了となることから、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものであります。</p> <p>同氏は、平成30年5月から教育委員会教育長に就任し、その間、町の教育振興、発展のためご尽力いただき、教育行政への高い識見、人格、そして教育行政手腕はまさに教育長として適任であると存じます。</p> <p>本提案におきましては、なにとぞ皆様、満場のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>12番、柏崎利信議員。</p>
質疑	12番 (柏崎利信君)	<p>12番。</p> <p>議案第46号に関しては、質疑、討論を省略し、ただちに採決をしていただきたい。そして、採決の方法は投票でお願いしたい。投票に当たっては無記名投票でお願いしたい。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	<p>討論は省略できませんので、まず質疑、6番、日野口和子議員。</p>
質疑	6番 (日野口和子君)	<p>私は、大賛成でございます。(「今、質疑です」の声あり) 質疑ですけれども、(「討論で」の声あり) 討論のときですね、はい、わかりました。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>質疑、ほかにごございませんか。</p>
	西館議長	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>12番、柏崎利信議員。</p>

なしの声

討論	1 2 番 (柏崎利信君)	<p>松林教育長は、個人的には、私は何ら問題はないと思っています。ただ、本議案でもって上程される際に、過去のさまざまな私の経験から、経緯が全く違っております。余り深くは話したくありませんけれども、そういう意味で、私としてはぜひ投票して、私の意志というものを示したいと、そのように思っています。</p>
討論	<p>西館議長</p> <p>6 番 (日野口和子君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	<p>次に、賛成の方の討論。6 番、日野口和子議員。</p> <p>私は大賛成でございます。過去の教育長の方々を否定するものではございませんが、現教育長のように人格、識見ともに、そして何よりも町民に寄り添った教育行政を行っていることを高く評価します。ぜひとも再任お願いしたいと思っております。</p> <p>ほかに討論ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第 4 6 号について採決いたします。</p> <p>異議がありますので、この採決は無記名投票で行います。</p> <p>これから、議案第 4 6 号、おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。</p> <p>この採決は無記名投票で行います。</p> <p>議場の出入り口を閉めます。</p> <p style="text-align: right;">**議場出入口閉鎖**</p> <p>ただいまの出席議員数は 1 5 人です。</p> <p>次に、立会人を指名いたします。</p> <p>会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により立会人には、1 番、佐々木 勝議員及び 2 番、澤上 勝議員を指名します。</p> <p>本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。</p> <p>なお、賛否を表明しない「白票」及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 8 4 条の規定により「否」とみなします。</p> <p style="text-align: right;">**投票用紙配付**</p> <p>投票用紙の配付漏れありますか。</p>

		** 配付漏れなしの確認 **
	西館議長	配付漏れなしと認めます。 投票箱を点検いたします。
		** 投票箱点検 **
	西館議長	異状なしと認めます。 馬場正治議員は自席でも投票できますので。 ただいまから投票を行います。 事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。
		** 氏名点呼・投票 **
	西館議長	投票漏れはありませんか。
		** なしの声 **
	西館議長	投票漏れなしと認めます。 投票を終わります。 開票を行います。 1 番、佐々木 勝議員及び 2 番、澤上 勝議員は開票の立ち会いをお願いいたします。
		** 開票 **
	西館議長	投票の結果を報告いたします。 投票総数 1 4 票。 有効投票 1 4 票、無効投票 0 票。 有効投票のうち、賛成 1 0 票、反対 4 票です。 以上のおおりの賛成が多数です。 したがって、議案第 4 6 号、おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のおおりの可決されました。 議場の出入り口の閉鎖を解きます。
		** 議場出入口開鎖 **
	西館議長	よって、本案は原案のおおりの同意することに決しました。
	西館議長 (議員席)	日程第 5、議案第……。
		** 休憩動議 **
	西館議長	休憩動議がありましたので、暫時休憩いたします。 (休憩 午前 1 0 時 4 7 分)
	西館議長	休憩前に引き続き会議を開きます。

当局の説明	西館議長	(再開 午前10時58分) 日程第5、議案第47号、おいらせ町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。 本案について、木村忠一議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、審議終了まで退席を求めます。 **木村忠一議員退席**
	西館議長	当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	議案第47号、おいらせ町監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、議員選出の監査委員の任期満了に伴い、引き続き木村忠一氏を監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるため提案するものであります。 何とぞ皆様の満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。
	西館議長 (議員席)	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。 **なしの声**
	西館議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。
	西館議長 (議員席)	これから、議案第47号、おいらせ町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。 (「投票をお願いします」の声あり) **投票の声**
	西館議長	投票の声がありますので、この採決は無記名投票で行います。 議場の出入り口を閉めます。 **議場出入口閉鎖**
	西館議長	ただいまの出席議員数は14人です。 次に、立会人を指名いたします。 会議規則第32条第2項の規定により立会人には、1番、佐々

		<p>木 勝議員及び2番、澤上 勝議員を指名します。</p> <p>投票用紙を配ります。</p> <p style="text-align: right;">**投票用紙配付**</p>
西館議長		<p>念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。</p> <p>なお、賛否を表明しない「白票」及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなします。</p> <p>投票用紙の配付漏れはありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**配付漏れなしの確認**</p>
西館議長		<p>配付漏れなしと認めます。</p> <p>投票箱を点検いたします。</p> <p style="text-align: right;">**投票箱点検**</p>
西館議長		<p>異状なしと認めます。</p> <p>ただいまから投票を行います。</p> <p>事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。</p> <p style="text-align: right;">**氏名点呼・投票**</p>
西館議長		<p>投票漏れはありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
西館議長		<p>投票漏れなしと認めます。</p> <p>投票を終わります。</p> <p>開票を行います。</p> <p>1番、佐々木 勝議員及び2番、澤上 勝議員は、開票の立ち会いをお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">**開票**</p>
西館議長		<p>投票の結果を報告いたします。</p> <p>投票総数13票。</p> <p>有効投票13票、無効投票0票。</p> <p>有効投票のうち、賛成7票、反対6票。</p> <p>以上のおり賛成が多数です。</p> <p>したがって、議案第47号、おいらせ町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のおり可決されました。</p> <p>議場の出入口の閉鎖を解きます。</p> <p style="text-align: right;">**議場出入口開鎖**</p>
西館議長		<p>木村忠一議員の入場を許可します。</p>

		木村忠一議員入場着席
	西館議長	木村忠一議員にお知らせします。 おいらせ町監査委員の選任の件は同意されました。 ここで、10分間休憩いたします。11時20分まで。 (休憩 午前11時09分)
	西館議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午前11時20分)
	西館議長	日程第6、議案第48号、おいらせ町公の施設に係る指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
当局の説明	総務課長 (泉山裕一君)	それでは、議案第48号についてご説明申し上げます。 議案書の10ページから13ページ、新旧対照表は44ページから46ページになります。 本案は、おいらせ町の公の施設管理に指定管理者制度を導入するに当たり、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準を定めるなど、関係条例について所要の整備を行うため提案するものであります。 主な改正内容を申し上げますと、町立図書館、みなくる館、大山将棋記念館、町立児童館の各条例に、指定管理者による管理としておいらせ町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例により、指定された指定管理者に代行させることができることとし、指定管理者の業務や指定管理者が行う管理の基準を定めるものであります。 以上で説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。 10番、吉村敏文議員。
質疑	10番 (吉村敏文君)	10番です。 単純な質問になると思いますが、今、ここに載っている施設が

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>あるんですが、これには交流館とかいちょう公園体育館ですね、これが載っていないわけなんです、これは指定管理者のほうにはなじまないということでこれから外しているわけですか。その辺ちょっとお聞きします。</p> <p>総務課長。</p> <p>まず、一番最初に、この条例を制定することによって、指定管理者制度に導入の検討ということができるようになります。ほかの施設に関してみれば、条例制定されていない部分は、今後検討した上で条例を制定するとかという議論が出てくると思います。</p> <p>また、既に条例制定されている施設、公園もございます、社会教育施設等もございますけれども、そのようなものに関してみれば、今後、指定管理者制度として移行がしていけるのか、もしくは業務委託等で管理していったほうがいいのかというのが、今後検討されていく形になります。随時、指定管理者のほうでいったほうがいいのかというものに関してみれば、指定管理者のほうの検討が行われていくという形になると思います。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>10番。</p> <p>いずれにしても、これは指定管理者制度のほうに移行していくものと考えますが、私は前から申し上げていましたように、とにかくサービス低下、これが一番懸念されるわけですから、この条例等々制定にするに当たりまして、その辺のところも十分吟味をしながら、サービス低下につながらないような方策をとって、町民に迷惑がかからないような形で進めていってもらいたいと思っておりますので、その辺のところよろしく願いいたします。</p> <p>答弁のほうよろしくお願ひします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長</p>	<p>総務課長。</p> <p>指定管理者制度自体の目的といたしましては、今議員おっしゃ</p>

	<p>(泉山裕一君)</p> <p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>るとおり、やっぱり民間の能力を活用して、住民サービスの向上及び経費の節減を図るといのが大きい目的になっております。</p> <p>今後もこのような形で、今のこの目的が達成される可能性が高いというものは今後議論の対象になっていくと思います。</p> <p>以上になります。</p> <p>ほかにごいませんか。</p> <p>7番、平野敏彦議員。</p> <p>7番、平野です。</p> <p>この改正の中で、11ページのところの指定管理者の業務については、ほとんどが、例えば図書館であれば整理及び保存、それから図書館の利用業務、施設・設備等の維持管理等々ありますけれども、私、前にも質問した指定管理者の主体的な主催事業とかそういうものが盛り込まれていないんですけれども、これはできるというようなことで、前の説明のときには答弁あったんですけども、盛り込まれていないということは、できないということじゃないですか。これまず第1点。</p> <p>それから、教育委員会が必要と認める業務というのは何なのか、具体的なものを、例を示していただきたい。</p> <p>それから、13ページのところの児童館の町長が必要と認める業務、これについても示してほしい。</p> <p>それと、今この指定管理者導入に伴う関係条例の整備ですから、私は社会体育施設等が指定管理者に移行する、しないは別に、今鋭意、全ての部分でこれらを条例制定の中に組み入れるべきではなかったのかなと、私思いますけれども、この点についても伺いたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>今、条例のほうで制定されている部分というのがございます。こちらのほうは基本的に町が指定管理者のほうにこういう部分を行っていただきたいという基本的な業務が入っております。こちらのほうを規則のほうでも補完をするという形になります。実質的に、今度、指定管理者のほうで、独自の事業のことだと思</p>

	<p>西館議長</p>	<p>ますけれども、それができるのか、できないのかということになりますと、最低、町のほうでは、こちらの条例を定めたことによって、今度募集要項を定めます。募集要項に伴って町が最低限やっていたきたいというものに関してみれば、その募集要項にうたわれます。ただし、今度は、指定管理者のほうからはそれに伴っての提案書みたいなものが出てきます。事業計画という形で出てきますけれども、そちらのほうには自主事業というものも含めて提案されてきますので、実質それを審査する段階ではその自主事業等も施設の用途、目的に合っているかという審査の基準もありますけれども、その自主事業の中身も審査した上で、企画とか、そういう提案が非常にすぐれているものが選ばれていくというのが通常的な決め方になっていると認識しております。以上になります。</p> <p>それから、町長及び教育長が定めるものという形がございます。こちらのほうに関してみれば、業務の中というのは一応基本的な業務の部分が網羅されておりますが、こちら以外に関しても細かい町長及び教育長がやってほしいという業務等があると思っておりますので、こちらのほうに関してみれば、この条項をつくった上で改めてこちらで行う募集要項、もしくは募集要項を補完する仕様書の中にうたうという形になります。それを行うための一応条例整備ということで、この条項を網羅させていただいております。</p> <p>全ての社会教育施設、全てのものを今提案したほうがよろしかったのではないかとということで、申しわけございません、私、どこまでの施設が載っていて、どこまでが載っていないかというのをちょっと把握できておりません。ただ、最近新しくできた施設等に関しては、指定管理者の部分の条項等が載っております。今後、必要に応じて指定管理者の部分に移行を検討したほうがいいのではないかとこの施設等の条例がございましたら、その都度議会のほうに上程していきたいと思っておりますので、そういうことでご理解のほどをよろしくお願いいたします。</p> <p>以上になります。</p> <p>7番。</p>
--	-------------	---

<p>質疑</p>	<p>7 番 (平野敏彦君)</p>	<p>今の答弁ですと、条例制定されてあって、指定管理者に対して条件を付していくんだというふうなことで説明がありましたけれども、今、説明を聞いて、この町の募集要項等を定めて、その事業計画の中で自主事業とかそういうものが出てくるんだということですけども、私は、この要項の中で言えば、ちょっとこの辺理解できるんですか、自主事業とかそういうものについては。どういう形で要項の中に盛り込むのか。その事業でも町が審査をするわけですか。それだったら制限がかかると思いますよ、私は。この指定管理者のよさというのは、例えば、この指定管理者になった事業主が利益を上げることによって本来、今まで100かかっていたものを80なら80で指定管理者に業務を、今の言う管理をしてもらうということになれば、業務をってもらうということになれば、管理者が自主事業で収益を上げた場合は、例えば80のものに町に対して、今度は、収益の上がったものを町に今度は寄附したりなんかできるわけ。これがメリットですよ。ただ単に業務委託部分の考え方で指定管理をするということになれば、全然私はメリットないと思いますよ。行政が発想できないようなものを民間が発想して、収益を上げて行政に還元するというのが、私は最大のメリットだと理解してあるんですけど、今の説明ですと、ほとんどが町が管理をして、町の枠内で業務させるというふうな、委託業務と変わりがないじゃないですか。私はこれはね、ちょっと考え方が、この指定管理者というのはもっと前から、ずっと前に国で指定管理者制度つくったわけですから、もっとさかのぼってちゃんと調べてみるべきではないですか。私は本当にそういう意味では、自分たちが今施設の、いろんな意味で業者委託しているものが、職員がさまざまなもので膨らんでくる可能性があるから、経費削減だけを狙ってやったのかなという思いがしますよ。もっと中身を精査して、説明スパッとすべきじゃないですか。私、今言っているのであれば、何か一番大事なところが欠落しているんじゃないかと思いますよ。もう一回お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 総務課長</p>	<p>総務課長。 今、何点か出てきました。</p>

<p>(泉山裕一君)</p>	<p>まず、募集要項の中身になります。募集要項といたしましては、大きい項目だけです。施設の概要、管理運営、利用料金、募集選定とか、あとその他、協定の締結とか、情報公開とかというさまざまな部分が求められます。実際の内容といたしましては、かなりボリュームがあるものになってきます。この募集内容については、審査を誰がするのかという形になりますけれども、現在、6月の補正でも予算として上げております。町の今現在予定している部分というのは、誰かというのはまだはっきりしていませんが、半分が町の職員、半分は施設に関係する方等の知識や見識を持っている方々をお願いしたいという意味で補正予算に載っております。この審査をするところというのは、指定管理者の業者事態を選定するだけでなく、この募集要項とかそういうものも全部、あと審査基準等も全部、この審査する会のほうが全部議論してつくり上げていくという形になっております。</p> <p>先ほど、まだ勉強不足ではないかという形で、還元の話が出ておりました。議員おっしゃるとおり、指定管理者制度ということは、基本的には精算対象の経費と精算対象外経費ってございまして、精算対象外経費の場合は、業者さんが努力をした場合、それについて減額になった分というのは業者さんのマージンになります。また、その他収入といたしましては、利用料とか事業収益が大幅に上回った場合、それが事業者さんのマージンになります。先ほど議員おっしゃっているとおり、基本的な部分に関してみれば、指定業者さんが努力したという形で、町には還元しないということが原則になっておりますけれども、そのほかの例といたしましては、この還元をさせるというのも確かにございます。その還元に関してみれば、町と協議の上である程度決めることもできます。例といたしましては、100万円以上超えた場合は、その半分以上を町に還元してくださいという形とか、見込み収入の見込み額の1.1倍を超えた場合は、その全額を還元してくださいという形で、議員おっしゃるとおり、還元の仕方というのもございますので、それはある程度取り決めの中でやっていくという形になります。確かにこういう形で見てみると、民間の努力を活用して生み出された歳入自体を町のほうにも還元していただいて、収入の一部とするという手法も考えられますので、そういう部分も含めて今後議論していかなければならないかと思っております。</p>
----------------	---

質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>す。</p> <p>以上になります。</p> <p>ほかにごいませんか。</p> <p>7番。</p> <p>今の説明の中で、審査基準を作成するとありますけれども、これについては町の入札のほうの関係の適用するのか、私はそれは当たらないんじゃないかなと思いますけれども、考えをひとつ示していただきたいと思います。</p> <p>それと、この条例が通ったとして、直ちにこの指定管理者制度の募集をするのか、それとも、ある一定期間いろんな意味でPRをし、そして各そういうふうな機関に理解をさせる時間をおいて導入するのか、その見込みについて。</p> <p>この2点お願いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>審査基準に関してみれば、ある程度事務局のほう、つまり施設管理課のほうである程度対案を出して、審査会のほうで議論される形になりますけれども、内容といたしましては、審査基準の場合、ある程度募集要項、仕様書にのっとって行っているのかというところが中心になってくると思います。</p> <p>あと、業者選定する要件というのもございます。本当にその業者ができるのか、できないのか。基本的な基準といたしましては、評価項目や配慮する基準というものを募集要項にてまず載せておりますので、それに伴っての基準という形になってきます。それですので、町の部分にのっとって、価格が安いとかそういう形で部分で決まるような形ではありませんので、あくまでも独自に、その施設に合った審査基準をつくるという形になります。</p> <p>2つ目の、直ちに募集をするのかというわけではございません。私どものほうといたしましても、施設に対してこれを、まず募集、この条例が制定されることによって中身の検討をすることがありますので、その検討によって今後、これを指定管理者として向かっていくのか、それとも業務委託のほうとして向かってい</p>

		<p>くのかという一つの判断が求められると思います。その上で向かいますよという形になりますと、今後、募集要項の案とか、そういう仕様書等の作成に入るとは思います、そのときに関しては、もう一回指定管理として行いたいと考えておりますというのは、常任委員会等でもご報告できればなと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>2番、澤上 勝議員。</p> <p>この前の全協でもいろいろ話が出て、きょうも一応決めるということで提案をしておりますけれども、私は現実的に、全く見えないんですよ。どれがどうなって、どうなるのか。今、いろいろな議論はしていますが、せっかく先進地でもやっている事例があるんですから、そういうのを我々議員にも見せたり、資料として提供したりして、もっと私は時間をかけたほうがいいと思うし、もしこれが決まれば、募集要項も多分議会にかからない中で進むと思うので、現実的なもの見えないので、一回、私は撤回して、もう一回、議員等がある程度納得するような形で進めるほうが私はいいと思うんですけども。その辺どうですか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>この指定管理者制度の条例というのに関してみれば、この条例が初めて出るというわけではございません。もう既に施設の中には指定管理者に移行することができる旨の条例が制定されている施設もございます。そういうことでしたので、今回、現在載っていない部分を、今の場合は児童館とみなくる館、図書館、大山将棋記念館の部分に関して追加したいという形でやっておりますのでございます。先進地の視察とかというお話がございましたけれども、ちょっと我がほうの議員の方々の先進地の視察ということ、どのようになるのかなということで、非常に悩んでおるところでございますけれども、ただ、指定管理者に関する先進地の資料等ということになりましたら、こちらのほうである程度調べた上で、議員の皆さんのほうにも情報を、常任委員会を通じてとい</p>

		<p>う形になるのか、その辺のところはこれからになりますけど、情報提供はできると思っております。</p> <p>ただ、私ども総務課にしてみれば、今この指定管理者制度ある程度、指定管理者に行くのか、業務委託に行くのかという部分に関しての判断はありますが、ここでは今現在、こういうふうな形で進めていかなければならないという思いはやはり実績として全く一つもないというのはやっぱりおかしいことだろうという認識の上で、少し拍車をかけて検討を前向きに、前のほうに進めていきたいという思いがあるため、こういう形で条例等を含めて検討をしてきたいと思っている上でやっていることでございます。その辺のところをご理解のほうよろしくお願いいたします。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>今、答えなかったけれども、募集要項等については議会にかからないという確認でいいかと思うんですけど、その辺と。</p> <p>それから、今、あらゆるものをやるという、さっき平野さん聞いたけれども、なぜ交流センターとかいちょう公園体育館が今の中で入らなかったのか、私は総務課長説明する意味合いがちょっとわからないし、それから、現実的にこれを今決めれば進むということでしょう。多分、指定管理なり、委託にしても、何年か、1年契約なのか、2年契約なのかわからないけれども、契約したからにはもうサービス低下は助言できなくなる場面は多々出てくると思うので、なぜそんなに議員の方々も理解できない中で、役場の課長さん方はそれ皆理解しているのかわかりませんが、なぜそんなに急ぐのか、その辺の説明をもう一度お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>まず一つ、募集要項とかそういうことで進んでいくのかという形になりますけれども、一つ、指定管理として向かっていったほうが効果があるという形で判断された場合は、次の段階として募集要項及び仕様書の作成案をつくっていく作業になるかと思えます。ただし、今現在考えていることは、そういう形で指定管理</p>

		<p>者に向かう施設になりましたよという形になりましたら、常任委員会のほうで報告していきたいという考えは持っております。その段階でこういう形を出していきたいよというのをお示しできるかと思っております。</p> <p>それから、ほかの施設に関しては、申しわけございません、今ちょっと体育館の絡みが指定管理者の部分になっているかどうか、ちょっと私把握しておりませんので、ほかの部分に関しては後刻答弁したいと思いますので、それでご了承お願いいたします。</p> <p>あと、何年かたってサービス低下があった場合どうなるのかという形かと思えます。基本的には、選ぶ段階ではそのようなことが起こらないような形で調べていきますけれども、実際そういうことも起こることも考えられます。そのために今の指定管理の中では、募集に対して、簡単に申しますと町長の指示に従わないとか、なかなか継続することが難しいよというものが出てきた場合、指定を取り消す、または期間を決めて、全部とか一部を停止することを命ずることができることになっておりますので、そのような形で対応をすることになります。ただ、そのような形にならないように、常日ごろ指定管理者が決定されてからの事業報告書及びヒアリング等が非常に重要になってくるのかなと思っております。</p> <p>以上になります。</p> <p>2番。</p> <p>今、説明を聞いているとおり、担当者もまだしっかり理解できていない中でこういう条文が出てきているわけですね、失礼ながら。果たして、その中で、きょうこれからどうなるかわかりませんが、いかななものかなと思うし、それから、その後、決定した後は、委員会ということは、文教常任委員会なり、半分の委員にしか説明されないという形になるので、それもいかなものかなと思えます。</p> <p>それから、資料提供できるのあったら、なぜ事前に、この前の全員協議会であれだけ言われた中でも、そのことをできないのか、その辺もう一度答弁お願いします。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>まず、資料提供のほうでしたけれども、申しわけございません、私どものほうでそこまでちょっと想定していなかったの、議員の皆様にはもっと具体的な資料が提供できなかったという、大変おわびいたします。今後は少し、お出しできるのはタイミングを見てお出ししたいと考えております。</p> <p>それで、常任委員会の場合は半分ずつになるのかというお話になります。あくまでも常任委員会の場合、その施設が総務文教なのか、産業民生なのかによって、行く常任委員会は違ってくるかと考えておりますので、その施設に伴った常任委員会のほうでご説明をしたいと思います。</p> <p>また、どうしても常任委員会等でやはり全協でもみんなに教えたほうがいいのかというご意見等が出てきましたら、そのときは、そのときで内部で検討した上で、全協等でもご報告することが可能かと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>ただいま3人の議員の方からのお叱りの説明不足だということをお願いしておりました。ただ、このことに関しては、例えば、前回のプールをつくった際の条例にもこの指定管理者の制度活用できますよということを盛り込んでおります。ということで、この施設に限らず、何点かの施設では、もう既に指定管理者制度を見込んでいきますよということがうたわれております。今回、この部分に関して、児童館等に関して、まずできるものからやりたいなという思いがあって、この条例を1項盛り込んだということになっております。</p> <p>先ほど説明不足だということを言われました。総務課長も今後、まずこの条例を整備しておいた暁でもって、細やかな部分を整備していくんですよ。その先には、必ずしも令和2年の4月1日をめどにはしますけれども、そこまで間に合わないものであれば、その後でも指定管理に持っていった方がいいのではないか</p>

		<p>などということを思っておりますので、ぜひとも今回はこの条例整備に関して、ぜひともご承認いただきたいなど。その後、先ほど言いましたように、常任委員会がいいのか、それとも全体の全協的なものがいいのか、るる決まっていたものに対してを皆さんにご説明しながら、同時並行でもって募集もしていくという形になるかと思っておりますので、どうぞ今回は条例に関してはご承認いただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>12番、柏崎利信議員。</p>
質疑	<p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>大山将棋記念館条例の一部改正というところで聞きたいと思っております。</p> <p>現在、大山将棋記念館は使用料をとっていませんので、次の議案に使用料等のことが云々と書いてあるわけですがけれども、この、裏のほうの48ページとか、47ページのほうには利用料をとっていないもんですから、何も載っていないだけけれども、皆様ご存じのとおり、大山将棋記念館では物品の販売をしております。よって、現在ある在庫、それから、これからどういうものを仕入れたらお客様のニーズに答えてもっと売れるのかとか。ところが、10月になると消費税が上がるもんですから、現在の売値というのがあるわけですがけれども、その売値の変更とか、そういったことはどういうふうになるのかなど。それは、もし指定管理者に移行した場合に、その方々に裁量権があるものなのか。もしそうでなければ、ここに、最後のほうに書いてありますね、その他教育委員会が必要と認める業務とありますけれども、教育委員会のほうでもってそういったことに細やかなことに指示が出されるものなのか、よくわからないんですが、その辺りはどのように考えていますでしょうか。</p>
答弁	<p>西館議長 総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>大山将棋記念館にございます将棋のお土産品みたいなものことだと思います。基本的には、その販売しているもの自体が、</p>

		<p>今現在、将棋記念館としては目的に合ったものとして販売していると思われますので、それが今後指定管理者のほうに移行してやっていただきたいという形になった場合は、そちらのほう、指定管理者のほうが逆に物を準備して、それを売って、その上でその収入を確保するという形になる場合もございます。ですから、そのような部分に関してみれば、細かい形である程度町が業者のほうに依頼したいというものに関してみれば、決めていく必要があるかと思えます。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>1 2 番 (柏崎利信君)</p>	<p>1 2 番。</p> <p>そうすると、指定管理者になった方が料金の設定というものがその方々に裁量権があると、私今伺いましたけれども。町のほうから云々ということは一切なかったものですから。ただ、大山将棋記念館で販売している物品は、やっぱりそのときどきのプロ将棋の方の、今、藤井さんのやつとか、さまざま、とても手に入らないような状況にあるわけだけれども、そういう時流に乗った形のものが売れると伺っております。ですから、そういった裁量権等についても、一切が指定管理者の裁量権であると捉えてよろしいのでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p> <p>西館議長</p>	<p>総務課長。</p> <p>物にもよりますが、基本的には指定管理者のほうで行ってもいいよということで、町が出したのに関してみれば、裁量権は指定管理者のほうにございます。</p> <p>ただし、一応町と協議をすることとか、施設管理担当課のほうと協議をすることということになっていきますので、一度は協議した上で、それで町のほうがある程度、いいよ、認めるよという形が必要になるかと思えます。</p> <p>以上になります。</p> <p>1 2 番。</p>

質疑	1 2 番 (柏崎利信君)	<p>ちなみに指定管理者になった方が、その事業所でもってトータルでもって売り上げが1,000万円を超えて、合算でもって申告をしなければいけないとなったときには、大山将棋記念館の物品販売等についても消費税の納付義務が発生すると思いますが、それはいかがお考えでしょうか。</p>
答弁	西館議長 総務課長 (泉山裕一君)	<p>総務課長。</p> <p>申しわけございません、わかりませんというのが正直な話です。非常に難しい話で、私の知識の中にはどこにもそれを答えるものがございませんので、今後の課題とさせて、検討の中でその辺の部分も勉強させていただきたいと思います。ご理解お願いします。</p>
質疑	西館議長 1 3 番 (西館芳信君)	<p>ほかにございませんか。</p> <p>1 3 番、西館芳信議員。</p> <p>1 3 番、西館です。</p> <p>聞いているとちょっと議論の方向が、私はちょっと違うんじゃないかなど。いや、それは議員側にあるんじゃないかと、町側のほうの進め方にあるのではないかと思います。</p> <p>7 番議員が話したように、これはもう15年、16年前に出てきた話で、そのときたしかすべからく、何も全てがなじむものではないということで、全部じゃなくてポンポンとまず進めたと。そして、副町長がさっき話するには、まず取り出し口、その入り口をやろうよという話であって、何で今、十何年もたって本腰を入れて、前のめりになってやろうとするんだと。じゃあ、それをよく理解して、我々も協力しなければならないなと思ったとき、まあとりあえずというのでは、ちょっとおかしいんじゃないかというのが一つと、それが、何でおかしいのかなとよく考えてみたら、やっぱりこれをやるためには、我々議員、町の人たちにメリットはまず何なんだと、これやるサービス上のメリットは何なんだということをひとつ説明しなければならない。それから、2 つ目は、財政的にどういうふうになるんだという話もしなければならない。3 つ目は、これを段階的に取り入れていく上で、職</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>員体制がどうなるんだと。これは、臨時を含めて。その辺が何も見えてこないのに、私は2番議員が言うのももっともだと思いますし、その辺、一番最初に話ししなければならないところが、前もそうだったけれど、今、こういうふうにある程度進めていこうというのであれば、やらなければならないと私は思います。その辺どういうふうにお考えなのか、まずお願いします。</p> <p>総務課長。</p> <p>まず、メリットなものという形になりますけれども、まず、メリットだけがお答えできますので、メリットだけはお答えさせていただきます。やはり、利用者の満足、多くの利用者確保するという民間のノウハウということで、まず住民サービスの向上が期待できるということと、何回も言いますが、管理に関する経費が縮減されるということで、どうしても民間の場合は質の高いサービスの提供や柔軟な対応ということがございますので、そのような部分に関してみれば、メリットは大きいものがあるのではないかと考えております。</p> <p>次、議員おっしゃるとおり、財政的なもの、あと職員体制的なもの、そういうものを示したほうがいいのではないかというのは、おっしゃるとおりだと思います。私ども、この財政的なものをかせないでいるというのは、まず取りかかれていないというのが正直な話です。まず、条例的に指定管理の部分をやってもいいですよという環境ができていないものに対して、先行してその人員派遣の人材の部分、財政的な部分を細かく調べ上げていいのかというのが疑問がございましたので、一応この部分の環境を整備した上で、そういうものを詳しく内容のほうを精査していかなければならないのかなという形で行っております。ですから、今確かに臨時職員の人件費とかという形では全協のときにお示しましたけれども、あれも粗い形になっておりますし、じゃあ指定管理者に発注するのに当たって、町がどのぐらいの形で業者のほうに上限額を提示できるのかというのもまだ試算してはおりません。あくまでもこの条例が決まってから、次の段階のステップに踏ませていただきたいと思っておりますので、その場合は非常にこれを出したいという形になりましたら、その辺のところもお示して</p>
-----------	-------------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>西館議長 13番 (西館芳信君)</p>	<p>きるのではないかと考えております。 以上になります。 13番。 総務課長のお答えで町も試行錯誤してかなければならないというところはよくわかりました。 別な質問だけれど、これをもしばあつと実施した場合、我が町、おいらせ町からこれに参加できるような業者、これから、それなりにこれができれば力をつけていくのかもしれないんだけど、町の見通しとしてはどれぐらいあるものなのか、あるいは初めから期待していない、大いに期待しているとかという、その辺のところをちょっと教えていただければと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>非常に想定の話になりますので、難しい話になるかと思いますが、考え方といたしましては、逆に全国的な強い民間のノウハウを持っている会社が来て行うというのが一つ考え方としてあります。もう一つは、地域の方々でこのような形のものできる方というものが入ってきて、一緒にそっちの管理運営をしていくという考え方もあります。ですので、この募集をする前の前提の中で、ある程度どこまでの範囲としてやるのか。まず、町内近隣ということ指定管理者として集めたいよという位置づけになるのか、全国規模でもっとノウハウを入れるんだという考え方になるのかは、今後決めていかなければならないことだと思いますし、大切なところだと思っております。 町といたしましては、基本的には非常に町に住んでいる方々が移行していただいて、お互い利潤を生み出してくれば非常に助かることだと思っておりますけれども、今後、そういうことも含めて検討する形になりますので、その辺のところはご理解していただきたいと思っております。 今のところどうしていくかというのは、まだ見えておりませんので、ご了承ください。</p>
<p>質疑</p>	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>要望で最後終わりたいと思います。 やっぱり町内の人がこれに参加できるように、町としても目安</p>

討論	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>を示した上で、さらにその養成方も可能であれば、してくれることを望みます。いずれにしましても、やっぱり段階的に物事をやっていく時間経過しなければ先も見えてこないというものあるかと思えますけど、やっぱりこういうことは中期、長期の展望に立って、確実にしっかりと進めていただきたいということを要望します。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p>
	<p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>まず、反対の方おられますか。</p> <p>なければ賛成の方、討論、演壇にてお願いします。</p> <p>1 番。</p>
	<p>1 番 (佐々木 勝君)</p>	<p>佐々木です。</p> <p>私は、この指定管理者制度は賛成なんです。というのは、私個人の意見ですと、今ごろという感じですね。ほかの市町村、都市もどんどん民間の風を仕入れて、その入ることによって町自体が活性化になるということは、現実にして起きております。ですから、やっぱり行政の感覚と民間の感覚とが、かなり差があるということは、私もひしひし、あちこち動いてまして感じておりました、やっぱり町民に対してのサービスの向上を第一に考えた中身をやってもらえれば、それで町自体、お客様も来るし、町自体、全体が活性化につながると思っておりますので、私はこの指定管理者制度は賛成であります。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>ほかにありますか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第48号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

	(議員席)	**なしの声**
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで昼食のため1時30分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 0時04分)</p>
	檜山副議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時30分)</p>
	檜山副議長	<p>ここで、総務課長より2番、澤上 勝議員からの質疑について答弁漏れがあり、答弁したいとの申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (泉山裕一君)	<p>議案第48号、おいらせ町公の施設に係る指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての中で、2番、澤上 勝議員よりいちょう公園体育館など指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備がされていない施設はどのくらいあるのかという質問に対して、答弁漏れがありましたので、答弁させていただきます。</p> <p>指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備がされていない残りの施設は、議案第48号で議決いただいた施設を除きまして7施設になります。その内訳は、いちょう公園体育館、町民交流センター、中央公民館、東公民館、北公民館、老人福祉センター、農業環境改善センターになります。</p> <p>後刻答弁になりましたことをおわびするとともに、今後答弁できるよう努力していきたいと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
	檜山副議長	<p>日程第7号、議案第49号、おいらせ町公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
当局の説明	財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>それでは、議案第49号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は14ページから24ページ、新旧対照表は同じく議案</p>

	<p>檜山副議長</p>	<p>書の４７ページから６１ページとなります。</p> <p>本案は、本年１０月１日から消費税率が現行の８％から１０％に引き上げられることに伴い、総務省通知に鑑み、当町の公共施設使用料等に適正に転嫁するため、関係条例の一部改正を一括で行うものであります。</p> <p>議案書の１５ページ、第１条のおいらせ町コミュニティセンター条例の一部改正から１９ページ、第２０条のおいらせ町観光ＰＲセンター条例の一部改正及び第２１条のおいらせ町公園条例の別表第４の改正規定につきましては、現在、消費税率５％の総額表示としております使用料等につきまして、消費税率１０％に引き上げる改正を行うものであります。</p> <p>なお、これらは、先日の議員全員協議会でご説明しましたように、政府の当初予定では平成２６年４月に５％から８％に、一年半後の平成２７年１０月に１０％へと引き上げられる予定となっていたため、短期間における２度の使用料等改正を行うことによる施設等利用者の混乱を避けるため、１０％に引き上げられる際に一度に改正することとしていたものを踏まえたものであります。</p> <p>次に、第２１条のおいらせ町公園条例の第１９条第２項の改正規定から、２３ページ、第２６条の国民健康保険おいらせ病院の一部負担金及び使用料並びに手数料条例の一部改正につきましては、現行の消費税率８％から１０％に引き上げる改正を行うものであります。</p> <p>なお、第２６条につきましては、このほか、厚生労働省告示の改正に伴う修正をあわせて行うものであります。</p> <p>次に、附則第１項では、これら関係条例の一括改正に係る施行日を消費税法等の施行日に合わせ、令和元年１０月１日とする旨、規定しております。</p> <p>附則第２項及び第３項では、下水道使用料の改正に伴う経過措置について規定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>ございませんか。</p>
--	--------------	--

質疑	2 番 (澤上 勝君)	2 番、澤上議員。 1 点のみ確認をお願いします。 1 5 ページの第 1 条おいらせ町コミュニティセンターとありますけれども、この建物そのものがちょっと私、頭に浮かばないので、説明をお願いします。
答弁	檜山副議長 まちづくり防災課長 (三村俊介君)	まちづくり防災課長。 それではお答えいたします。 コミュニティセンターのこちらにつきましては、町が管理しているコミュニティセンターになっておりまして、洋光台、川口、堀切川、豊栄、本町北、深沢、あと一川目、二川目、藤ヶ森等の施設となっております。
質疑	2 番 (澤上 勝君)	2 番議員。 単純に言えば町内会の集会所として利用しているのが主だと私は今認識をしましたけれども、それが町で管理していることでもありますから、使用料が発生する。じゃあ、例えば、町内の方々が利用した場合は、使用料を徴収しているという確認でよろしいでしょうか。
答弁	檜山副議長 まちづくり防災課長 (三村俊介君)	まちづくり防災課長。 こちらのほうですけれども、町内会が、例えば各種行事で使う場合につきましては、免除、減免という形で徴収はしておりません。ただ、一般の方が葬儀とかそういったもので使用される場合につきましては、この条例に基づいて使用料のほうをいただいております。 以上です。
質疑	檜山副議長 2 番	2 番議員。 これは町内会長さんが管理しているかと思えますけれども、そ

	(澤上 勝君)	<p>の中で、その町内会とか外部とかの明確なものを備えつけて管理しているという確認でよろしいですか。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (三村俊介君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>そうですね、そういったものを使って管理しているという認識でありまして、町内会であれば町内会に加入している方とか、そういった方、あるいは外部、外部というのはちょっとほかの地域となると思いますけれども、そういった形の管理はなされていると認識しております。</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案に対しての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第49号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>日程第8、議案第50号、おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。</p>
当局の説明	<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>それでは、議案第50号につきましてご説明申し上げます。 議案書では、25ページから27ページ、新旧対照表は62ページから64ページになります。 本案は、家庭的保育事業等の設備、運営に関する基準の一部改</p>

	<p>正により、主に連携施設関係の確保義務に係る要件が緩和され、去る4月1日に施行されたことに伴い、これを引用する本条例に所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>改正条文の説明の前に、改正の背景などについてご説明いたします。</p> <p>家庭的保育事業者等とは、いわゆる一般的な家庭にある部屋などを活用し、0歳から2歳児の乳幼児を対象に、少人数保育を行う事業者を指しております。</p> <p>現在、法令上では家庭的保育事業者等に対しては、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるよう、また、これらの事業者による保育の終了後も継続的に保育が提供されるよう、認定こども園や幼稚園などの連携施設を確保しなければならないこととなっております。しかし、全国的に連携施設の確保が困難な状況もあったことから、平成27年4月1日から5年間は経過措置が設けられており、この期間に限り連携施設を確保しなくともよいこととされておりました。</p> <p>こうした中、平成30年4月1日現在で全国的に連携施設に関する要件を満たした事業者が半数にも達していない状況であることから、今回、条件緩和拡充の措置が行われることとなりました。</p> <p>それでは、詳細説明については新旧対照表で行いますので、62ページをお開きください。</p> <p>資料の上段にあります本条例の6条関係になりますが、連携施設の確保が著しく困難で、利用定員が20人以上である企業主導型保育施設等で町が適当と認める施設を卒園後の受け皿となる連携施設として確保した場合、連携施設の確保を不要とする条文を追加するとともに、関係字句の変更を行っております。</p> <p>次に、資料63ページをお開きください。</p> <p>本条例の45条関係になります。ここでは、一般的に家庭的保育事業者等は、2歳までを保育しておりますが、満3歳以上の児童を受け入れている保育所また事業所内保育事業者で町が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする条文を追加しております。</p> <p>次に、同じく資料63ページの下段になります。</p> <p>本条例の附則の2になります。家庭的保育事業の認可を受けた</p>
--	---

		<p>施設等については、自園での調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を5年間猶予しておりましたが、これを10年へと経過措置期間を延長したものです。</p> <p>次に、資料64ページをごらんください。</p> <p>本条例の附則3になります。これまで連携施設の確保をしなくてもよいとする経過措置は5年でありましたが、これを10年へと経過措置期間を延長したものです。</p> <p>その他については関係条文の修正を行ったものとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	檜山副議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>西館議員。</p>
質疑	13番 (西館芳信君)	<p>今の説明で大分わかったんですが、これを私どものおいらせ町に当てはめた場合、こういう事業所というのはどれぐらいあるんですか。あるいはないものですか、全くないものですか。</p>
	檜山副議長	<p>町民課長。</p>
答弁	町民課長 (澤頭則光君)	<p>では、お答えいたします。</p> <p>こういった事業者は、町にはありません。現在ありません。</p> <p>以上になります。</p>
	檜山副議長	<p>西館議員。</p>
質疑	13番 (西館芳信君)	<p>認定要件を緩和するということになるほど、許可から認可ということになりましたけれども、許可だったら一定の基準があって、それに達していれば許可ということになるわけですけど、この認可もその基準、役所がお墨つきを与えるという基準というのがありますか。ここを見たらたくさんあり過ぎてかえって略したのかなと、62ページは思えるんだけど。</p>
	檜山副議長	<p>町民課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>説明が、済みません、不足していた部分かと思えます。これまでこういった施設は許可という形になっておりましたが、これを認可という形に変わりましたので、これは修正したものになります。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>よろしいですか。 平野議員。</p> <p>今、13番議員が質問したんですけれども、町内の事業所がないということで、町の家庭的保育事業等という、この町内にはないそうですけれども、どういうのを指すのか、ここちょっと説明をいただきたいと思えます。</p> <p>それから、今の説明ですと、これまで例えば町が許可をしていたのか、この条例では、多分国のほうからの受けて出していると思うんですけれども、その許可が認可となるということになれば、条件が非常に緩和されているなという感じを受けるんですけど、それで行政対応というのは十分になされるということで理解してよろしいか。</p> <p>この2点お伺いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>では、質問にお答えいたします。</p> <p>1点目の家庭的保育事業の、まず類型となるかと思えますが、これが非常に実は細かい基準内容になっております。なのでちょっと大まかな内容ということでご説明いたします。</p> <p>家庭的保育事業という、先ほどもまず一つお話しました、小規模の人数の子供たちを面倒見るという形のお話しましたが、本当に家庭的保育事業というのが一つあります。それは、小規模、約5人以下という規模になっております。それを保育士さん1人と補助者1人という形で保育を行う施設となっております。もう一方、こちらのほうが大変基準としてきめ細やかに設定されています。こちらのほうが小規模保育事業者と一般的に言われているも</p>

		<p>のになります。テレビ等でご存じの部分があると思いますので、そちらの例でちょっとお話をさせていただきたいと思います。</p> <p>この基準がたくさんあるんですけれども、一般的には、例えば企業で行っているものがあると思います。これは結構テレビで紹介されていますので、そちらをちょっと参考にされてみてはいかがかなと思います。こちらのほうはおおむね20名で、大体保育士さんのほうも三、四人の規模で保育を行っております。もう一つ、さらにこれより規模がもう少し大きくなります。例えばですけれども、20名以上で、対象年齢も小学校に入るまでという形で、保育所型事業所内保育事業と言われているものになります。ほとんど保育所に近いような形で運営されているのが一つということで、ご理解いただければなと思います。</p> <p>ちょっと細かいのがたくさんあるので、もしそのとおり知りたいのであれば、資料一応ありますので、後で課のほうで確認していただければと思います。</p> <p>それから、もう一つ、認可という考え方になります。先ほども少し補足のほうで話しましたが、許可から認可ということに変わっております。この家庭的保育事業の認可については、町で行うこととなっておりますが、こちらのほうは、要は、先ほども言ったように、やっぱり緩和、許可ですとそもそもやってはだめだということに対するものですが、認可というのは、やっているものに対してお墨つきを与えるという形になりますので、そういう形で基準は少し、一段階、町としては落ちたかなとは考えておりますが、基本的な運営基準についてはほとんど同じでありますので、その辺については、そこで厳しくなった、厳しくなっていないと言われると、許可から認可になったからといって、変わっていないということになるかと思えます。</p> <p>以上になります。</p> <p>7番、平野議員。</p> <p>大体理解できました。そして、私は、この家庭的保育事業等の今の説明を聞いてみますと、いろんなランクが、段階があって、基準もあるということよくわかりました。私は町の空き家対策の一環としてこの小規模人数5人以下とか、そういうものが、例え</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p>	<p>ば保育士1、補助員1で認可になるのであれば、私はその空き家を利用したりなんかして、開設できるんじゃないかなという思いを持ったんですけれども、確かに子供も少なくなっておりますけれども、逆にそういう形で地域で小規模の部分で見て、できるといのが、私はもっとPRすべきじゃないかと思うんですけれども、この辺は、町民にはほとんど理解されていないから、先ほど13番議員に答えたように、町内に事業所がないということになるのではないかと思いますけれども、PRの仕方というのあるんですか。</p>
	<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>では、お答えいたします。</p> <p>PRの仕方の前に、この家庭的保育事業がなぜ存在するかというのを少しご説明いたしますと、そもそものお話ですと、まず待機児童解消というのが一つの大前提になっております。なので、今ある保育事業等を行っているこども園や幼稚園があるんですが、そこが受け入れないということになった場合に、この家庭的保育事業が有効活用されるということになっておりますので、まずそういうことを理解した上で物事を進めなければならないこととなります。よって、ちょっと今現在、そういう待機児童もないことから、大々的な、ちょっとPRということは考えていないということになります。</p> <p>以上になります。</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>いいですか。</p> <p>そのほかございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第50号について採決をいたします。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>日程第9、議案第51号、おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
	<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>それでは、議案第51号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書では28ページから29ページ、新旧対照表は65ページになります。</p> <p>本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、これまでは放課後健全育成事業に従事する職員の資格要件は保育士等の資格を持った者で、都道府県知事の行う専門研修を修了した者となっておりましたが、今回、都道府県知事の研修に加え、指定都市が行う研修も追加されたため、所要の改正を行うため提案するものです。</p> <p>説明は新旧対照表で行いますので、議案書の65ページをお開きください。</p> <p>当改正は、さきに説明のとおり、指定都市の行う専門研修も追加となることから、第10条第3項にあります条文に地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長を加えております。</p> <p>なお、法第252条の19第1項の指定都市とは、いわゆる政令指定都市となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>檜山副議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p>

当局の説明	(議員席) 檜山副議長	<p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第51号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 檜山副議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	檜山副議長	<p>日程第10、議案第52号、おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>
	介護福祉課長 (田中淳也君)	<p>それでは、議案第52号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の30ページから31ページ、新旧対照表は66ページになります。</p> <p>本案は、現在低所得者の介護保険料の軽減対策として介護保険料第1号被保険者の第1段階の保険料を軽減しているところですが、本年10月からの消費税増税に伴い、第1段階の軽減割合の拡大と軽減対象を第2段階及び第3段階まで拡大し、低所得者の負担軽減の強化を図るため提案するものであります。</p> <p>主な改正内容を説明しますので、66ページ、新旧対照表をごらんください。</p> <p>中段、第2条第2項は、前項第1号、いわゆる第1段階に該当する者の保険料率を定めていたものを、第2段階及び第3段階まで対象者を拡大し、同項第1号では、第1段階の保険料率を規則の規定により3万6,450円としていたものを、さらに6,075円減額し、3万375円に、第2号の第2段階は7,290円減額し、4万7,790円に、第3号の第3段階は2,025円減額し、5万8,725円にするものです。</p> <p>なお、今回の改正により保険料の減額分については、一般会計からの繰入金で補填するもので、その財源内訳は国が2分の1、県と町が4分の1ずつ負担することになりますことを申し添え</p>

		<p>ます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>榎山副議長</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>2番、澤上議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>今、説明の中で適用が4月1日からということでありませよ ね。もう現在6月でありますので、4月、5月分の差額というも のが発生するような気がしますけれども、その辺の適用の仕方は どうなっているんですか。その点、1点だけ。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>議員おっしゃるとおり、今回、改正案を提案しておりますが、 今回、提案議決していただければ、公布の日から施行して、3 1 年4月1日にさかのぼって適用ということになります。今回の改 正は介護保険法施行令によりまして3月29日に公布されてお りまして、それに基づいて今回提案をしたものであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長</p> <p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>私のほうから少し補足させていただきたいと思います。</p> <p>介護保険のほうの当初賦課につきましては、今、7月1日から ということで、現在作業を進めている形になっております。6月、 今回の改正をいただければ、普通徴収等々の部分につきましては は、4月1日の第1期から適用を受けて徴収を行える形で準備を 進めているところです。ですので、今回、この議案のほうが承認 いただければ、そこで進めるものがまず一つと、あと2つ目なん ですけれども、介護保険料の部分に1号保険者につきましては、 年金からの天引きが行われておりますので、4月、5月部分につ きましては、今回に限らず例年、仮徴収という形で前年度の金額 に見合った形で一回仮徴収をした上で、税額が決まった段階で例</p>

質疑		<p>年差額等を還付しているという事務処理がありますので、今回もその部分で対応することと考えております。</p> <p>以上です。</p>
	檜山副議長	<p>2番、澤上議員。</p>
	2番 (澤上 勝君)	<p>今、説明聞きましたけれども、具体的には、現実、普通徴収のやつは7月だから支障はないという解釈だと思うし、年金については高いので徴収しているの、その差額は返すという理解でいいかと思えますけれども。そういうことで。</p> <p>あと、ついでに1号、2号、3号に該当するおいらせ町の何人ぐらいつあるのか、もしわかったらご説明をお願いします。</p>
	檜山副議長	<p>介護福祉課長。</p>
	介護福祉課長 (田中淳也君)	<p>今説明できるのが30年度になります。31年度、賦課まだ行っていませんので、30年度で説明をしたいと思います。</p> <p>全部で6,459名おります。第1段階については1,185人、第2段階619人、第3段階487人となっております。</p> <p>以上です。</p>
	檜山副議長 (議員席)	<p>いいですか。(「はい」の声あり)</p> <p>そのほか質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	檜山副議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	檜山副議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第52号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
檜山副議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>	

	<p>檜山副議長</p>	<p>日程第11、議案第53号、校務用パソコン購入契約の締結についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>学務課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>それでは、議案第53号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の32ページ、33ページをごらんください。</p> <p>入札結果は67ページになります。</p> <p>本案は校務用パソコン購入のため、去る5月21日に9社により指名競争入札を執行したところ、4,989万6,000円で株式会社ビジネスサービス八戸支店が落札者として決定いたしましたので、契約を締結するため提案するものであります。</p> <p>本購入をすることにより、町立小中学校8校において教職員等が使用するノートパソコン、サーバー等関連機器及び付随するソフトウェアとシステムが令和元年9月30日までに納品されることとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>7番、平野議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番、平野です。</p> <p>このパソコン購入について、一つこれ、例えば入札の結果が出ていますけれども、入札要件とすればどういうふうな要件で入札をしたのか。例えば、メーカー指定をしているのか、機能的な部分で対処したのか、条件を示していただきたいと思います。</p> <p>それと、大体これは、耐用年数がそんなに長くないなという気がしていたんですけども、耐用年数はどのぐらい見込んでいるのか、これもあわせてお願いします。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>学務課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>まず初めに、条件ということで、メーカー等の指定はしておりません。ノートパソコン台数170台、サーバーが8台、ハブ等が50台と、あと無停電の電源装置を8台、まず必要だという部分がハードの部分です。また、ソフトの部分ではWindows 10、システムを動かすために必要な環境が最新のOSを必要とするもの、あとはオフィスですね、ワードとかエクセルができること、そしてグループウェアとしてスケジュール管理や行事予定、掲示板、あとはお知らせ等ができるといったものが条件になっています。また、インターネットの閲覧も可能とした。この辺のところを満たしていれば、特に機器等に指定をしたものではないです。</p> <p>あと、耐用年数についてでございますが、通常、メーカー等では部品等はおおむね供給は5年とされているところです。ただ、その後、部品が残っていれば6年、7年とかは購入できるようです。また、今回、約8年前に購入した機器になりますが、ソフトの部分でWindowsの7を使っていますが、来年の1月でそのサポートが終了するといったことから、大体これぐらいが耐用年数なのかなと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長 7番 (平野敏彦君)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>平野議員。</p> <p>メーカー指定もしていない、そういうことであれば、それぞれ能力的な部分も違いもあると思いますけれども、そういうのは価格で決まるということになるかと思えますけれども、最低限のWindowsとか、それからエクセル、さまざまワード、そういうふうな要件を入れて入札をしているということで理解をします。</p> <p>それから、耐用年数が5年というのはわかりますけど、アップすればまだまだ3年ぐらい延びるんじゃないかという、私説明聞いたことあるんですけども、この辺の見込みについてもひとつもう一回お願いします。</p> <p>学務課長。</p>

答弁	<p>学務課長 (柏崎和紀君)</p> <p>檜山副議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>耐用年数といたしますか、ハードの部分で部品の製造が5年という ことで、今回、うちのほうも8年使っています。先ほど言った とおり、ソフトの部分でメーカーのほうのサポートが来年の1月 に終了予定ということですので、単純に考えると8年から9年く らい使う形になりますので、それくらいなのかな。今、平野議員 が3年くらい延びるとおっしゃった5年プラス3年で8年くら いというので、ちょうど合う形になるのかなと思っております。 以上です。</p> <p>いいですか。(「はい」の声あり) 2番、澤上議員。</p> <p>ちょっと確認ですけれども、170台ということでありますか ら、教職員全員という確認でよろしいのか。 あともう一つ、落札の結果が出ております。指名通知を出した のが9社、その中で辞退されるのが3分の1、3社ございます。 辞退している理由がもしわかるんだったら、わからなければわか らないでもいいですけど、もしわかったら教えていただければと。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>台数の部分でお答えしたいと思います。教職員プラス事務員が 配置されております。それが167名、あと町のほうで教育相談 支援員等が中学校に1名ずつ3名配置されておりますので、そうい ったことから170台という計算になっております。 以上です。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>この辞退の理由の件についてお答えします。 この辞退につきましては、辞退届提出していただくわけなんで すけれども、その辞退届には辞退する理由等記載されてござい ませんでしたので、当課としましては辞退の理由を把握しており ません。 以上です。</p>

	<p>檜山副議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番、澤上議員。</p> <p>入札結果については私もしょっちゅうインターネットで閲覧をしているわけでありまして、せつかく指名して、辞退するということは、私の個人的な考え方でいかなものかなと思うんです。それを、あの入札結果を見ると、同じ業者が結構辞退をされているわけですが、実態があるはずで、そのとき、今、副町長さんから聞くけども、指名審査員の委員長やっていますので、本当は、私は発注されたら、しょっちゅう辞退する業者に対してはそれなりのペナルティといえ失礼ですけども、それなりのペナルティを与えるような気がするんですけども、その辺どう考えていますか。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>委員長の立場からお答えしますが、担当課のほうからこのような形でということで、ここ数年とか、ここ数回、辞退をしているという報告が上がってまいります。その際に、担当課のほうでは辞退をした理由がただいま言ったみたいにわからない部分もあるし、わかっているならばその時点で今回は外しましょう、それから、ここ何回かは外しましょうというふうな、そういうことで上がってきますので、それをもとにして委員会のほうでは指名にする、しないということを諮っているところであります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番、澤上議員。</p> <p>今、副町長さんの説明の中で、ちょっと私、意味が受け取れない部分があるので、もっと再度、砕いて説明をお願いします。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>担当課のほうから、今回の指名に関しては、例えば10社あったら10社という名簿が上がってまいります。それに基づいて前</p>

	<p>檀山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>回との違いを確認して、そうするとこの業者は前回辞退しておりました、ここ数回辞退しております、そういうふうなことが上がってくるので、「はい、わかりました」ということで、じゃあ外しましょうということで確認をして、そして委員会のほうに上げているということです。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>13番、西館議員。</p> <p>校務用と、パソコン使用における校務というのの定義、今、職員等ということで、等といえば子供たちも入るのかと思ったら、事務職員ということだったんですが、そうすると、子供たちが教材として使っているパソコンについては、この後また更新しなければならないというのが来るわけですね。まずそれが一つ。</p> <p>それから、もう一つは、入札ですけれど、この67ページ見ますと、応札した業者、本当のパソコンメーカー、パソコンを現実につくっているというの2社ぐらいしかない。あとはそれこそ仲介としてミッション的に会社の利益につなげているというところだと思うんですが、もしそうであれば、私、消防自動車購入のときも言ったんですが、大して技術、そこでオリジナルの技術があつて、それが物に反映されて、いいものをより出せるということで、この入札に自信があつて来ているということであれば、私はそういう業者はどうともものだと思うんだけど、単に、ただ手数料ということで資格も必要ない、技術も必要ないということになれば、はっきり言って、さっきも言いましたけれど、町内の業者で十分でないかと。アフターサービス、アフターケアが懸念されるということであれば、どんなあれだつて買ったところに対してはその仲介であっても町内の業者であっても、本当のつくった本来のメーカーは幾らでもサービスしてくれるし、アフターケアに応じてくれるはずですよ。技術も要らない、何も要らないというのに、何でこういう町外のというか、こういう業者をそろえる必要があるのかなと。これは県のほうで、例えば3,000万円以上、何ぼ以上と、特Aだとか、Aだとか、Bだとかそろえなさいというふうに来ていますか。そこをお願いします。</p>
--	-------------------------------------	--

答弁	<p>檜山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>ただいまの業者選定の件についてお答えいたします。</p> <p>今回の校務用パソコン購入というふうにはなっておりましたが、その事業の内容を見ますと、パソコンを購入した上で、各種の接続、設定を行わなければならないということでございます。パソコンを購入しますと、時折このアップデートとかがありますと、保守の一環として各種の設定を行わなければならないということで、それなりのエンジニア等がいるパソコン接続、設定保守ができる業者、これらを必要だろうと。さらには、台数も170、80台ということで、かなり多いということでしたので、業者を選定するに当たっては、県内及び近隣の業者の中から売上等を参考にして、今回業者の選定をしたものであります。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>私のほうから、児童生徒のパソコンということですが、平成28年にタブレット型のパソコン、各学校に配布、児童生徒用として購入しております。こちらも予定からいくと、まずその後も使って、耐用年数等が来たら更新したいなということで今考えてはおりますが、具体的に何年後というところの年度まではまだ明示していないところでございます。いずれ更新はするという予定で考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番、西館議員。</p> <p>13番、西館です。</p> <p>学務課長おっしゃったことについては十分わかりました。ありがとうございます。</p> <p>学務課長、これ、例えば、国・県は一切何もないんですね。国・県は一切何もないということと、それから、町内に保守点検できる業者が一つもいなくて、もちろんその指名業者にはなっていない</p>

答弁	檜山副議長	<p>いということは十分確かめましたよね。そこを確認させていただきます。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>ただいまのご質問にお答えします。</p> <p>答弁漏れがあったようです。国・県のほうでは決まっていないということなのですが、済みません、私、この国・県のほうでこのような基準を定めているというのは承知していないところであります。あくまでこの今回の事業の内容と、当町の参加指名、申請が出ている業者で、これとマッチングするようなものを今回の業者の選定に使ったものであります。</p> <p>その他、今回の町内業者の件についてご質問がございました。何て言いましょうか、この160台とか170台と、買うということであれば町内業者でも対応できるのであろうかなと考えましたが、これに必ず設定だとか、保守だとかといったような部分がついて回るということであれば、町内業者は恐らく対応できないのであろうということで、今回指名には入れていなかったものであります。</p> <p>以上です。</p>
	檜山副議長 (議員席)	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	檜山副議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	檜山副議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第53号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	檜山副議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>檜山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>日程第12、議案第54号、令和元年度おいらせ町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>それでは、議案第54号についてご説明いたします。</p> <p>議案書の34ページから36ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額に6,563万7,000円を追加し、予算の総額を97億5,173万7,000円とするものであります。</p> <p>37ページをごらんください。</p> <p>第2表地方債補正につきましては、百石第4分団拠点施設整備事業を新たに追加し、また、中学校施設非構造部材耐震化事業が平成30年度の繰越事業として実施することとなったため、廃止するものであります。</p> <p>それでは、歳入歳出の主な内容についてご説明いたします。</p> <p>別冊の令和元年度一般会計補正予算(第1号)に関する説明書をご用意ください。</p> <p>まず、歳出の主な内容になります。</p> <p>7ページをお開きください。</p> <p>2款2項1目企画総務費の13節公共交通見直し支援業務委託料586万3,000円の追加は、県補助金を活用し、デマンド型交通システムなど新たな公共交通を検討するため、業務委託料を計上するものであります。</p> <p>次に、2款2項2目町活性化対策費の合計で299万2,000円の追加につきましては、地域コミュニティ活性化等のため、地域おこし協力隊の設置に向け、報酬や社会保険料、住宅借上料などの関係経費を計上するものであります。</p> <p>8ページをごらんください。</p> <p>2款2項5目定住促進対策費の19節地域の元気再生定住促進助成金398万円の追加は、支給要件該当者の申請見込みにより増額するものであります。</p> <p>次に、3款1項1目社会福祉総務費の11節印刷製本費275万4,000円の追加及び13節プレミアム付商品券販売等業務委託料247万9,000円の減額は、プレミアム付商品券印刷</p>
--------------	--	---

		<p>に係る経費の組みかえを行うものであります。</p> <p>9ページになります。</p> <p>3款1項3目高齢者福祉費の28節介護保険特別会計繰出金1,353万2,000円の追加は、低所得者の介護保険料軽減強化などの経費として増額するものであります。</p> <p>11ページをお開きください。</p> <p>8款2項2目道路橋りょう新設改良費の22節立木等補償費503万円の追加は、町道阿光坊線の拡幅に伴う物件移転に係る経費として増額するものであります。</p> <p>次に、8款2項3目除雪対策費の18節除雪用車両購入費3,000万円の追加は、国庫補助金を活用し、11トン級除雪ドーザーを購入するため計上するものであります。</p> <p>12ページをお開きください。</p> <p>9款1項2目消防施設費の15節百石第4分団拠点施設建替工事費3,100万円の追加は、消防団百石第4分団藤ヶ森地区の屯所移転新築を行うため計上するものであります。</p> <p>それでは、13ページになります。</p> <p>10款3項3目学校建設費の目合計4,639万円の減額につきましては、下田中学校非構造部材耐震改修工事が平成30年度繰越予算での実施となったことによるものであります。</p> <p>次に、歳入の主な内容についてご説明いたします。</p> <p>ページが前のほうに戻りまして、3ページをお開きください。</p> <p>15款1項1目民生費国庫補助金の介護保険第1号被保険者保険料軽減強化費負担金634万4,000円の追加は、介護保険料の低所得者軽減措置に係る国庫負担金として計上するものであります。</p> <p>次に、15款2項4目土木費国庫補助金の建設機械購入事業費補助金1,234万3,000円の追加は、歳出でご説明した除雪用車両購入費の財源として計上するものであります。</p> <p>4ページをごらんください。</p> <p>15款2項5目教育費国庫補助金の中学校防災機能強化事業費補助金1,567万6,000円の減額は、歳出でご説明した下田中学校非構造部材耐震改修工事が平成30年度繰越予算での実施となったことによるものであります。</p> <p>5ページに移ります。</p>
--	--	---

		<p>19款2項1目財政調整基金繰入金4,781万円の追加は、6月補正予算編成に係る財源調整のため増額するものであります。</p> <p>6ページをお開きください。</p> <p>22款1項町債であります、3目教育費の中学校施設非構造部材耐震化事業債2,200万円の減額は、先ほどご説明した教育費国庫補助金の減額と同様に、下田中学校非構造部材耐震改修工事が平成30年度繰越予算での実施となったことによるものであります。</p> <p>また、5目消防費の百石第4分団拠点施設整備事業債2,410万円の追加は、歳出でご説明した百石第4分団拠点施設建替工事の財源として計上するものであります。</p> <p>その他、歳入歳出補正予算に計上しました内容につきましては、別途開会日に配付いたしました令和元年度6月補正予算の主な内容一般会計に記載しましたので、審議のご参考としていただきますようお願いいたします。</p> <p>ページが飛びます。15ページをお開きください。</p> <p>給与費明細書は、地域おこし協力隊員など非常勤の特別職報酬に係る補正の内容を反映させたものであります。</p> <p>17ページ、18ページをごらんください。</p> <p>地方債に関する調書は、今回の地方債の補正内容を調書に反映させたものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりましたが、ここで休憩をいたします。</p> <p>45分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時28分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時45分)</p> <p>これから質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を行います。</p> <p>一般会計補正予算(第1号)に関する説明書3ページから15ページになります。質疑ございませんか。</p> <p>2番、澤上 勝議員。</p>
梶山副議長		
西舘議長		
西舘議長		

<p>質疑</p>	<p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>何点か。 3ページ、プレミアムの商品券の補助金が確定で上がったのか、その辺の説明をお願いします。 それから、4ページですね。総務費の県補助金の2つとも、二百何万円とネットワークと元気事業の中身の説明をお願いします。 それから、支出のほうですけれども、7ページ、一般管理費の中のプロポーザルの審査委員報酬、この中身ですね。 それから、2款の1の企画総務費の中の委託料、公共交通の見直し支援事業の委託料、これは収入もありますけれども、その説明と。 それから、次の2の町活性化対策のところ、地域おこし協力隊報酬、これが新しくついたという確認でいいのか。前のやつに追加でということかと思えますけれども、その辺。 とりあえずその部分でお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。 歳入の商品券の補助金ですけれども、確定値かどうかということですが、現状、まだ事業は事業者の募集しか始まっておりません、今後の見込みということになります。 以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>政策推進課長。 それでは、質問にお答えいたします。 まず、4ページ、歳入の県補助金、総務費県補助金の县市町村元気事業費補助金、それから、その下、青森県地域交通ネットワーク構築支援モデル事業費補助金のこの2件、まずご説明いたします。 県の市町村元気事業費補助金につきましては、県の地方創生関連の補助金で、3分の2の補助率でやるものであります。今回、県のほうから内示が来ましたので、今回予算計上するものであります。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>関連して、歳出でどの事業になっているかと言いますと、重立ったものと言いますと、8ページ、企画費の定住促進対策費、13節委託料、上十三・十和田湖広域定住自立圏移住・結婚支援事業実施委託料であったり、それから、10ページ、商工費の商工業振興費並びに観光費のところのスーパーマーケット・トレードショー負担金であったり、里山自然観察会運営委託料であったり、向山駅周辺観光整備補助金だったり、こういったものに充当するものであります。</p> <p>それから、ページが戻りまして、4ページ、県補助金の2つ目、青森県地域交通ネットワーク構築支援モデル事業費の関係であります。こちらのほうは申請そのものはこれからになりますが、歳出事業費で充当するのは7ページの企画費の企画総務費、消耗品、通信運搬費、公共交通見直し支援業務委託料、要は町の交通システムの抜本的な見直しをするために県補助金2分の1のものをいただいて実施するものであります。</p> <p>それから、歳出のほうのご説明に入ります。</p> <p>7ページになります。</p> <p>企画総務費、先ほども補助金のご説明いたしました。町の公共交通システムの抜本的な見直しをするために、アンケート調査、それから、コンサル業務等を委託するものであります。消耗品、通信運搬費は直営でやるもので、住民アンケート等をとるものであります。</p> <p>委託料のところは、公共交通見直し支援業務委託料ということで、専門業者のほうにいろんな提案をしていただくために調査委託をするものであります。</p> <p>それから、町活性化対策費、地域おこし協力隊員報酬のところですが、ここは議員おっしゃるとおり、新たにまちづくり防災課のほうに地域自治組織の活性化支援のために新たな隊員を置くものであります。</p> <p>以上です。</p> <p>総務課長。</p> <p>7ページの上段になります。</p> <p>プロポーザル審査委員会の報酬の内容という形になります。</p>
-----------	-------------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>先ほど、48号のところで議決いただきました児童館、あとは図書館、みなくる館、大山将棋記念ということで、審査委員会のほうが開催された場合ということ想定いたしまして、外部委員4人を今想定しております。今、2つの児童館、もしくは図書館、みなくる館、大山将棋記念を一つの部分で検討される要素も高いということで、そちらのほうの外部委員4人という形になります。現在、全体的な部分で考えておりますのは、町の職員4人、あと外部委員4人という形の構成で行っていくような形になるのではないかとこの形で、今、予算計上のほうをしております。</p> <p>以上になります。</p> <p>2番。</p> <p>説明のほうは大体わかりましたけれども、今の最後の総務課長言ったのは、会議は2回ぐらいしか持たないという解釈なのかな、17万円ということは。まず一つ。</p> <p>あと、交通の見直しは根本的に増便をして見直すという考えなのか、ただのコースの見直しなのか、かなりの委託料というのは金がかかるんですよね。これだけかけて増便になるものならある程度わかるけれども、今の体系のままのバス停の見直しするのか、その辺の中身をもうちょっと詳しく言っていただけると。</p> <p>あと、プレミアムの商品券のこと、これは今、募集来ているのは、私も案内ももらっていますので、これから使ってもらって、受け取ったほうの換金をするのをどのようなシステムを考えているのか、わかる範囲でよろしいですから、ご説明をいただきたいと思っております。</p> <p>あと、これは、この前も教育長に話をしていましたけれども、関連で、木ノ下小学校の第二の体育館、日曜日ですね、雨で雨漏りがして、北向カップ杯、体育館押さえてましたけども使えなかったという、これが事実であるし、私も雨漏りの現場を自分の目で見たので、果たしてこれがまだ建って4年ぐらいですか、一番町内の中で新しい体育館ですから、その辺把握しているのか、していないのか。把握しているとしたら、どういう対策を打っているのかお聞きをしたいと。</p> <p>それから、副町長さんに関連で聞きますけれども、町内、指名</p>
-----------	-----------------------------------	--

		<p>をしている、これは人の話ですから事実はわかりません、指名をされている業者の中でよその町村で指名停止を食っている業者があるということを耳にしていました。その業者をおいらせ町で指名している理由があるのかわからないけど、事実関係はわからないから、副町長さんが調べたほうがいいと思いますので、その部分でよろしくをお願いします。</p>
答弁	西館議長	<p>ちょっと待ってください。今の関連質問が結構多いので、当局は答えられる部分だけ答えてください。関連質問多いので。</p> <p>総務課長。</p>
答弁	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>プロポーザルの審査委員会が何回開かれるかということになります。今現在4回を予定しております。1回目では概要及び今後行う審査の方法とか、お互い情報を共有しなければなりません。2回、3回目で審査の方法の具体的な内容、あと仕様書、募集要項等の確認をするという作業になります。それで、4回目で選考委員会が開かれて、業者を決定するという形になります。</p> <p>以上になります。</p>
答弁	西館議長	<p>政策推進課長。</p>
答弁	<p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>公共交通システムの関係でお答えいたします。</p> <p>議員ご承知のとおり、現在町のほうのバスの状況を言いますと、国道45号であったり、国道338号については、従来からバス事業者のほうで路線バスを走らせております。それ以外の空白地帯を町のほうで3台のバスを手当てして巡回型で回しているところがございます。議会のほうでもたびたびバスの見直しの要望提案等々、いろいろいただいているところであります。それから、町民アンケートでもさまざま、バス交通がもっとよくなるかというご意見もいただいております。ただ、便をふやせばいいというものではなくて、バスの実態を見ますと、利用者が多いところ、少ないところ、さまざまあります。そういったものを鑑みまして、あと昨今、デマンドバスといいまして、要は利用者の需要に応じたようなバスの運行というんですか、そういったも</p>

		<p>のを考えるような時代になっておりますので、幹線のような利用者がある程度見込まれるところは従来の大型のバスを残しつつ、利用者が少ないところは利用者の需要に合ったような小さ目のバスを走らせる、そういった併用する組み合わせをするようなものを今考えているところであります。いかんせん町としてもこれまでにないくらいの大きい見直しになりますので、コンサル業者の専門的ないろんな提案も受けながら進めたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>指名業者について、町内の業者の中で除外をされている業者、指名停止になっている業者ということのご質問ですけれども、現在、そういう業者があるということは認識しておりません。今までも指名願いが出されればそれに基づいて担当課のほうで精査をして上げてきているというところなので、今はそういう業者は把握しておりません。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>次に、学務課長。</p> <p>木ノ下小学校の第二体育館の天井の雨漏りということで、教頭先生からご連絡をいただいて、担当の者がきのうでしたか、確認をしに行っておりました。天井のところを見た限り、目視ですけれども、そういった雨漏りの形跡が見られなかったということで、ちょっと次、雨降るときに、またちょっと確認をしたいなということですので、ちょっと様子を見たいと思っておりますので、ご了承いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>次に、介護福祉課長。</p> <p>プレミアムの商品券の取扱店の換金の仕方ということでお答えをしたいと思います。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>期間については、販売のほうを10月から予定しております。それと同時に、同じく10月から3月の中旬くらいまでの換金の期間としたいと考えております。</p> <p>あとは、取り扱いする業者といますか、今、金融機関に打診をしているところでありますけれども、そちらのほうを受けてくれるか、受けてくれないかというのもありますけれども、そちらと協議をして、もしくは、受けない場合は町のほうで臨時職員等を活用して換金の事務をしたいと思います。</p> <p>換金の仕方ですけれども、原則取り扱い店への口座への振り込みで支払いをして、1週間に1回程度の支払いということで考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>2番。</p> <p>今、学校のほうのことが説明ありましたが、今まで1回もなくて、この前の日曜日1回だけだったという確認でよろしいのか、その辺また後で説明。</p> <p>あと、副町長さんの、そういう話がありますので、厳正に調べたほうがいいと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>あと、プレミアム商品券のほうについては、できれば土日でも換金できるような方法、する方法はあるのか、ないのかわからないけど、その辺検討していただいて、まめに換金しないと立てかえになりますので、そういうわけでやっていただければと思います。</p> <p>あと、関連でなく、ことしの4月1日から浄化槽の維持管理費用の助成が制定されているはずなんですけれども、申請したのがあるのか、ないのか。うわさによればゼロみたいですけれども、やはり、私は担当にもわかりやすいチラシを1回まかないと、あれだけでは、広報に載せるだけではわからないんだよということをしているし、浄化槽の中でも適用になるのとならないのがあるような見方をしたので、その辺も、課長さんがきょうの中でわかったら、もう一度説明をお願いしたいと。</p> <p>それから、学校のほうの体育館、一般の特にママさんバレー、一般の男女使わせてもらって、おかげさまでいい成績を残してい</p>
-----------	-----------------------------------	--

		<p>るんですけれども、電気が中学校も前言ったとおり5カ所、小学校も5カ所ぐらい消えている。中学校については、聞いたら、教頭先生が3月上げるのを忘れて、次の補正でないとわからないということで、9月だということなんですけれども、これはちょっと先生を責めるつもりはないんですけども、専決処分か何かでそういうのはやることはできないのか、必ずやらなければならない処理ですから、専決処分ではできないような気がするんですが。多分、議員の人、あと反対する人はないはずですから、そういう形でスピーディーに、ゆっくり早くやっていただきたいなと思っております。その点をお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>まず、木ノ下小学校の第二体育館の雨漏りの件ですが、先日初めて学校からそういったことがこちらのほうに寄せられております。冬場なんかは結露があるというふうな話は聞いたことがあります。雨漏りがというのは今回初めての事案でございます。</p> <p>続いて、電気が切れているということに対してですけれども、学校では、例えば電気をかえるのに足場を組んだりする関係から、年に1回まとめてやっているというのが実情です。それが卒業式、入学式等があるのでその前にとということをやっております。明らかに授業に支障があるのであれば直していただくということで先生方をお願いしているんですが、とりあえず日中の授業には支障がない、確かに一般の方にお貸しして、そういった状態であるかと思いますが、学校も予算の中でやっておりますので、その部分はどうぞご理解をいただきたいなど。授業に支障があるのであれば、早急に対応したいと思いますが、とりあえず授業のほうには今のところ大丈夫だということでしたので、ぜひご理解をいただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>次に、介護福祉課長。</p> <p>プレミアム付商品券の換金ですけれども、土日もということでお話をいただきましたけれども、今のところ口座への振り込みで</p>

		<p>考えておりますので、土日での受付は今のところ考えておりません。それは何でかという、土日ですと現金で取り扱うということになりますので、管理等も大変です、金庫等も持たないので、ですので、金融機関にしたとしても、町で直接やったとしても、口座、申請を受けて、それから口座へ振り込む手続をして支払いをすると考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>それでは、浄化槽の浸透ますの再設置の費用の助成の件でありますけれども、これにつきましては、合併浄化槽設置後5年以上の方が対象になっておりまして、その浸透ますの再設置をする場合に5万円以内の助成をするという内容におきまして、議員おっしゃるとおり、今のところまだ申請件数はゼロとなっております。おっしゃるように広報あるいはホームページ等に載せて周知を図っているところですが、今後さらに周知を図っていきたいなと思っております。</p> <p>あと、浄化槽の種類によって対象になる、ならないというお話ですけれども、今回の浸透ます設置につきましては、あくまでも合併浄化槽ということになります。現在、単独浄化槽ということでトイレのだけを処理する浄化槽を使っている方もいるかと思いますが、それにつきましてはもう製造がされておきませんので、できれば雑排水と汚水を一緒に処理する合併浄化槽に切りかえていただくということで、窓口のほうでは勧めていることとなりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>7番、平野敏彦議員。</p> <p>私は4点質問させていただきます。</p> <p>総務費に絡んで、先般、6月2日投開票の知事選で東奥日報が県内40市町村を対象にアンケートを実施しております。県政への期待、要望、注文ということで市町村が答えておりますけれども、おいらせ町は「回答なし」と新聞に出ております。なぜ回答</p>

	<p>西舘議長</p>	<p>できなかったのかお聞かせをいただきたいと思います。これが1点目です。</p> <p>2点目ですけれども、これについては、3月22日、シルバー人材センターの不祥事に係る議会報告会が開催されまして、選挙前に報告をとということの要望に対して、選挙後に報告したいということで、たしか確認をしておりますけれども、いまだに日程等が示されておられません。説明者には町長以下、副町長、教育長といたしましたけれども、こういう中で、その資料が整っていないのかどうなのか、ここの部分をお聞かせいただきたい。</p> <p>それから、3点目であります。先般の6月7日に総務課から介護用品支給事業等の不適正処理に伴う過大支給ということで説明がありました。この事案とは違うんですけれども、同じ自治体の中で、東北町では外部団体口座から遊興費に290万円着服したという記事があります。それから、六ヶ所村では農業総合公社元事務局長が240万円流用して私的な農機具を購入しているけれども、全額返済しているというふうなことで新聞報道がありましたけれども、こういう中で、副町長は当時の課長ということで、責任を痛感しているということで、報酬のカットをしているわけですが、私、きょう、この新聞見ますと、6月8日の新聞には、六ヶ所では村長ら給与カット、東北町では職員着服の引責表明をして、東北町長が3カ月の減額やっております。これらについて、これで副町長の考えは、これでいいのかなという、私疑問を感じましたので、いま一度お聞かせいただきたい。</p> <p>それから、4点目になりますけれども、事務処理の仕方のミスかなと思いますけれども、高齢者肺炎球菌ワクチンの事業に係る書類の誤送付ということで、前にワクチンを受けた人に対しても申請とか対応を、予診票なんかを送付したのを間違っていたということで、そのおわびとともに廃棄してほしいという書類が各該当する方に送られております。これらの対応については、基本的にその事務方のチェック機能が働いていないんじゃないかなと、私は思うんですけれども、この4点についてお聞かせいただきたい。</p> <p>総務課長。</p>
--	-------------	---

答弁	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>たしか東奥日報で知事選の前にアンケート調査が来たものがございます。そのときに確認をいたしまして、あれは回答なしと書いてあります、正確にはコメントできないという形で書いて送付しております。やはり知事選の前でしたので、どちらかの候補がいいのか、どちらの候補に投票するような形の設問なり、あとどういうふうなものを望むのかという形でしたので、ちょっとコメントを差し控えたほうがいいのではないかという判断のもと、コメントできないという旨で回答しております。</p> <p>以上になります。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>次に、介護福祉課長。</p> <p>シルバー人材センターに関する件についてお答えをいたします。</p> <p>3月22日に議会への報告会で次、選挙前という報告の話もございましたけれども、その時点で関連する六戸町とか、県の社団法人の担当課などの指導監査、そういうこともあるので早期にできないかもしれないということで話をして終わったように私は記憶しております。</p> <p>それで、ある程度報告が、改善計画書も出まして、報告ができるかなと思しまして、4月の末に議会事務局のほうへどういうふうに報告するかを打診したところでありまして、先般の5月31日の議運のほうにも話をされたかと思しますので、その結果、全国シルバー人材センター事業協会等の監査もあるということで、それから報告を受けるような話を伺っておりましたので、そちらの対応を待っておりました。</p> <p>今の時点では以上になります。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>次、副町長。</p> <p>先般の職員の不適正事務の関係なんですけど、私は今現在、特別職でありますので、地方公務員法の適用にはならないということでありました。そのため、当時、29年度になりますけれども、平成の、その1年間において、その職員の管理監督する責任の状態を考えたときに、それを見抜けなかったということが一つ。そ</p>

	<p>西舘議長</p> <p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>れから、今現在の事務方のトップとしての管理監督責任というものを考えた場合に、一番重いであろう給与の減額の、一番重いであろう10分の1、6カ月ということで自主返納というふうに自分で決めたわけであります。それを申し入れしたところであります。</p> <p>以上です。</p> <p>環境保健課長。</p> <p>肺炎球菌ワクチンの予防接種の誤送付についてご説明をいたします。</p> <p>肺炎球菌ワクチンの予防接種につきましては、平成26年度から3年度の5年間の経過措置ということで、5歳刻みで対象としているものでありますが、国のほうの方針として、また31年度から5年間、5年刻みで延長するというので、今回対応したものでございます。</p> <p>今年度対象者として肺炎球菌ワクチンの接種のご案内をした方といいますのは、5年前に対象になっていた方でありまして、前回接種者が全体で1,300人程度対象者がおりましたが、そのうちの前回接種した方というのが大体300人程度ということで、その一度接種した方に誤って再び送ってしまったということであります。</p> <p>前回、接種した際には、当課で使っております健康管理システムというシステムに接種者の名簿を入力しておりますが、今回リストアップした際に、その既に接種してしまっている方もリストに載ってきてしまったということで、システムを過信してしまったということが一番の原因ということであると思います。そういう意味では、ご指摘のとおり、チェック機能がしっかり働いていなかったということでは、大変誤って送ってしまった方にはご迷惑、あるいは混乱をさせてしまったなということで、おわびしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>7番。</p>
--	---------------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>7 番 (平野敏彦君)</p>	<p>総務課長の答弁ですと、このコメントできないから、たまたま新聞に回答なしというふうに、それはおかしいんじゃないですかね。コメントできなかつたら回答なしで新聞に出るんですか。県政への期待・要望・注文ですよ。対立候補のあれを聞いているわけじゃないでしょう。ほかの自治体は皆答えているんですよ。町として県政への要望・期待・注文、これがあつたら出すいい機会じゃないですか、おいらせ町の。私はその理解が、私、全く違ってあるんじゃないかと思えますよ。最後にちゃんと新聞記事にも載っていましたよ、おいらせ町の成田町長は県政への要望、支持する候補者、回答しなかつたと。維持する、しないは別にしても、この要望、こういうのはちゃんと出すべきじゃないですか。私は、これ見た町民は「何やってるんだ」という声ですよ。本当にいま一度、もう一回、ちゃんとした形でその要望、町の注文、そういうもの本当はないのか、県政に対する期待もないのか、この辺もう一回お聞かせいただきたいと思えます。</p> <p>それから、不適正な事務処理については、簡単にしゃべれば、簡単な確認事務を怠ってきたということなわけですよ。本来支給されないものを、申請来たものをチェックしないでそのまま対象として支給してきたということですから、そうすれば、当時のその課長、補佐というものを、チェック機能のというものまるっきりに働いていないのかなという思いもありますし、なぜその、例えば、町の部分でなくても、外郭団体とかそういうのでも不祥事が発生して、注意を喚起しているわけですが、そういうものがなぜ浸透していないのか。町長が口頭だけで言っているから全然浸透しないのか、その辺もう少し原因を究明して、対応すべきじゃないですか。私は、町長が言えば全てが理解されているって、全然理解されていないと私は思いますよ。</p> <p>常に、後になってから対策マニュアルとかそういうのをつくっていますけれども、事例がいっぱいあるんだから、そういうものを基本に、課内でのチェック体制、そのようなものをきちっと確立すべきではないですか。事務方のトップとしての、もう一回見解を求めたいと思えます。</p> <p>それから、このシルバー人材センターについては、今6月ですよ。中間でも報告するというような約束をしながら、なぜ今まで全然出てこないのか、私だから一般質問したんですよ。中間</p>
-----------	------------------------	--

	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>でも議会に報告して、またさらに結果が全て決まった段階でちゃんと報告すればいいじゃないですか。何でこういう形で、担当課とその連携がとれていないんじゃないですか。この辺もう一回お願いします。</p> <p>町長。</p> <p>平野議員の厳しいご指摘はありますけれども、実は、アンケートの項目の中に、最後、たしか記憶違いではないと思う、どちらの候補に投票しますかって、そういう項目があったはずで。そんな個人情報、何で新聞に出さなければならないの、そういう答弁しなくてもいいと言った記憶があります、結果的に。それが今こういうふう指摘されているんです。誰に、候補者に、選挙権、投票者の自由だと思うんです。ただ、言っても、言わなくても、そんなのわかってるでしょう、知事が地元から出ているでしょうというのは職員には言いました。街頭でも立ちました。ですから、個人情報が入っていると私は感じましたから、そんなの答える必要はないんじゃないかと、そういうこともあります。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>不適正な事務処理のことについてお答えします。</p> <p>今の件に限らず、職員には職員コンプライアンス推進指針というものがあまして、それを全職員が見ているはずであります。そしてまた、こういうふうな事件が起きれば、前回のシルバーのときもそうでしたけれども、課長を通じて職員に訓示めいたことを徹底させているところでもあります。そういう意味では、職員のほうに常に何かの機会のあるごとに徹底をさせる、そしてまた、職員研修でもそのような事例のことを含めて研修をさせているということで、あとは職員の取り組みをさらに徹底させていかなければならないと思っていますところです。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>町長。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>今後、どういうふうに報告していくか、また協議して、早い段階で報告をしたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>7番。</p> <p>東奥日報の記事の件ですけれども、どちらの候補というのは新聞には出ないですよ。首長みんなでやって、右だ、左だって新聞記事見てもわかるとおり、これ一切載ってませんよ、そういうふうなのは。ただ、アンケートですから、それを集約して新聞社では記録を保存しておくだけだと私は思います。これ見ればほとんどそうですから。ですから、町長は、松林議員がたまに自信を持って答えろと言っていますから、こういうのにも自信を持って答えればいいんだと思いますよ。私は別に町長だからこっちだ、こっちだって手を挙げるのが、表明することがよくないというのだったら、ほかの首長の人が堂々と選挙で応援しているわけですよ。街頭演説もやっているわけですから。それはちょっと余りにも町長が過敏になっているのかなという思いがありますので、こういうところで自信を持って町を代表して表明すべきだと私訴えておきます。</p> <p>それから、シルバーの件は、中間でも私は、前の説明に来られた理事長、そのほかのスタッフ、それから担当課、こういう形で中間報告をきちっと1回して、県の監査もあって、今また全国が入るということですから、これ、私もインターネットで見れば、シルバー人材センターはいっぱい事件が発生しているんですよ、全国で。各自治体、その都度、懲戒免職になっているのが結構あります。なぜおいらせシルバーは、返還しても刑事告訴していたり何かしているところあるんですよ。そういう事例があるのに、それで許しているのかというのを、私はそこをちゃんと確認をしたいという思いもありますので、早急に説明会の開催をお願いしておきます。</p> <p>副町長もいろんな意味での事務方の対応もありますけれども、私はその要項とかそういうのは特に採用されて5年、それから7年以内の部分については、特に課長補佐、その部分と確認をきちんとしておくべきだと、事務処理の基本を。そうでなければ、か</p>
-----------	-----------------------------------	--

		<p>わっているわけですから、異動があるわけですから、町長が言うように。そういうふうな人がかわったら、それが継続されているかということ、そうじゃないんですよ。そのところが一番の、私は町長の言う3年でかえるべきだという案もありますけれども、私だったら逆にスーパー公務員をつくって、それが見抜けばもうこれはおかしいやつだという、部署、部署でそういう人と養成しても、私はいんじゃないかと思うんですよ。だから、もう誰でもがこの分野についてはこの人がいるから、簡単に聞けるとか、そういう形で職員を育てていけば、私ももっともっと行政効率も上がるんじゃないかということで、私は提言をしておきます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>6番 (日野口和子君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>6番、日野口和子議員。</p> <p>6番、日野口です。</p> <p>きのう私、一般質問の中で夏堀団地の町道整備をお願いしたいという申し出をしました。しかし、理事者サイドは町道はないという答弁でございましたけれども、後ほど担当課長が地図を持ってきて、あることは確認しましたよね。ですから、住民の熱い気持ち、これは町長をお願いしたいんですけども、強いものがあるんですよ。今まで投げられていた、随分、随分、随分待たされているんですよ。ですから、本当に希望、強い思いを持っております。それこそ当時では多分4番目か5番目あたりの順位だったと思うんですけども、位置づけだったんですけども、いつの間にか消滅しているような状態ですね、きのうの答弁では。ですから、どうか町民に夢、希望を与えてほしいと思いますが、どうですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>きのうの一般質問の中で、こちらの夏堀団地の捉え方と日野口議員のおっしゃる町道との、ちょっと不一致があって、答弁が行き違ったという部分に関しては、ちょっとおわび申し上げたいと</p>

<p>質疑</p>	<p>西舘議長 6番</p>	<p>思います。</p> <p>日野口議員がおっしゃる町道につきましては、団地ができる前から町道として認定していた日野口議員のお宅の南側の町道と図面で確認させていただいております。そこにつきましては、平成21年ごろに一部のところを寄附を受けておまして、そのときに恐らく日野口議員とか、当時の課長補佐なりと立ち合いをして写真を撮ったという記録も確認させていただきました。</p> <p>今の町道整備の現状を申しますと、寄附採納の要件なんですけれども、寄附採納をするに当たっては、確実に整備をしてもらうということを条件にはしないでくださいということで寄附を受けているのが現状であります。当時はちょっと考え方が違ったのかもしれませんが、そういうこともありまして、寄附をしたからといってすぐに整備が可能かとなりますと、なかなかやはり予算の都合もありまして、やはり優先順位をつけるに当たっては、緊急性があるとか、そういう場所を優先せざるを得なくなっているという状況もあります。</p> <p>今の夏堀団地につきましても、ちょうど日野口議員のお宅のところは、そこに入る、通りかかる入口のところと認識しておりますが、奥のほうはまだ解決されていない私道がたくさんあるということもありまして、その辺で住民感情的にそこだけ整備をしてもいいのかどうかということが、なかなか判断がつかなかったようでありました。</p> <p>それで、町内会のほうからもその整備についての要望等がその後も続けてあったかというところ、ちょっとそれも何か違うような場所のほうを整備してもらいたいということもあったりして、寄附を受けながらもまだ整備が進んでいないというのが現状でありますけれども、町道ということもありますので、今後、生活関連道の整備計画の中で、精査しながら整備に向けて検討をしていければなと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ここで会議時間を延長します。</p> <p>6番。</p> <p>ただいまの答弁、本当にありがとうございます。心より期待し</p>
-----------	--------------------	---

	<p>(日野口和子君)</p> <p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>ております。</p> <p>それから、町長、町長もどうか町民の思いを酌み取ってほしいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>答弁は必要ですか。「できれば、どうぞ」の声あり)</p> <p>町長。</p> <p>私、今、二人の話を聞いて、町道、私道、はっきり言ってまだ頭の中では理解していないので何とも言えませんけれども、町道は町が責任を持たなければならないし、私道はやはりその地主さんたちが責任をもってまとめるなり、整備するなりしてもらえれば大変ありがたいなという気がします。議会が終わりましたら地域整備課長とまたそのことを詳しく頭に入れたいと思います。そういうことです。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>15番 (檜山 忠君)</p>	<p>次に、15番、檜山 忠議員。</p> <p>檜山です。</p> <p>簡単に4つばかり。</p> <p>7ページの総務費のところ、先ほども質問が出ていましたんですけれども、公共交通見直し支援業務委託料というのが出ていましたけれども、これは先ほどバスの運行等のそれ、どのような運行方法をしたらいいかというようなことが話されてはいたと思いますけれども、これは業者に委託してこれを検討してもらおうということでしょうか。これ一つと、それから、もう一つは、10ページの八戸圏域海外販路拡大支援事業費なんですが、これ、どこに行って、どういう成果が出てきたんでしょうか。</p> <p>それから、もう一つが、除雪のことなんですけれども、今までは除雪に関しては除雪機は持たないようにして委託でやってみましょうということであったような気がしますけれども、これ今後、町として除雪機を持つようにどンドンなっていくのか。それから、特に心配していたのは、ことしの雪については、余りいい対応がなされなかったということが、町民の声が聞かれますし、私も現実にそれを見ていましたので、これ何かいい方法のやり方というのをどう考えているのか聞きたいと思います。</p>

答弁	西館議長 政策推進課長 (成田光寿君)	この3点です。 政策推進課長。 それでは、ご質問にお答えいたします。 歳出7ページの公共交通見直しの関係でございます。 こちらのほうタイトルにもありますとおり、公共交通を見直すに当たっての方向性、考え方等を支援をいただくものでございます。内容としましては、まず、公共交通の実態調査であったり、利用者からのアンケート、それから、移動支援に係る問題点、課題等の分析・把握、それから、将来人口がどんどん減っていく可能性がありますので、将来的な交通のあり方、そういったものを踏まえて、ある意味の何点か提案をしていただく形の報告書をまとめていただいて、それをもとに次のステップとして町のほうでどういう見直しにするかというものを具体的に検討していくという段取りで考えてございます。 以上です。
答弁	西館議長 商工観光課長 (久保田優治君)	商工観光課長。 10ページの八戸圏域海外販路拡大について、これまでの実績ということによろしいのかなと思うんですが、今年度は、予算上は50万円で1社、今のところ見ておりますが、最大で2社になるかもしれないという形でもありますが、今まででいくと、去年、ちょうど実績がありまして、フランスのリヨンというところで開催された見本市とマッチングの機会があったというところに青果会社のほうで参加しているということで、参加型の負担金を支出しております。そちらのほうに行った形で、早速何件かの商取引があって、ヨーロッパのほうにもにんにくの加工製品等の販路が若干開かれたということで聞いております。 以上です。
答弁	西館議長 地域整備課長	地域整備課長。 お答えいたします。

質疑	<p>(西館道幸君)</p>	<p>まず、除雪機械を今後も持っていくのかというご質問ですが、基本的には今回の除雪機械のことにつきましては、社会資本の整備交付金事業のほうの採択を受けたために購入するというのが一番の目的でありまして、交付金とかがなければ、やはりなかなか高価なものですから、すぐには購入できないだろうと思います。ですから、そういう機会があったときには更新していくということです。</p> <p>除雪機械を持って、自営で、直営で除雪をする作業もございませうけれども、直営でできない場合は、その機械を貸し出すということもありますので、今ある台数につきましては、そのまま維持した形で、その交付金事業等があったときには更新していくのが理想かなと思っております。</p> <p>また、除雪対応につきましては、いろいろと皆さんのほうからご指摘を受けている部分が多々あるようですので、課内のほうでもその対応の仕方については、今後、苦情のないような形でうまく対応できるような方策を今検討しているという段階ですので、ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>15番。</p>
	<p>15番 (檜山 忠君)</p>	<p>檜山です。</p> <p>交通関係の見直しということなんですが、ただ、まずはいつごろまでにこれを煮詰めていくものなのか。今現在、大変、今のバスの、この間、時間表新しいやつを配布したと思いますけれども、それによってもまだまだ、それはみんな町民全員に合うようなバスのそれはできるわけではないと思いますけれども、ただ、特に病院とか、それから、お年寄りが運動したいという下田公園に関する便とか、そういうことをポイントをある程度決めたようなしつかりとした交通時間表をつくっていただきたいと、そう思っております。</p> <p>また、これに絡むことなんですけれども、高齢者の事故がすごく多くなっているわけですね、車。それで、高齢者の人たちは免許を返したい。返したいんだけど、じゃあ足をどうすればいいんだろうということでの心配をしているということもあります。</p>

		<p>すから、それらにも対応できるような体制をしっかりと考えていただきたいと。そして事故のないような町にしていくようにしていただきたいと、そう考えていましたので、要望はいけないと言いますけれども、まず、検討してくださいということにしておきます。</p> <p>それから、除雪については、私は、除雪ある程度町で持つのであれば持ったそれで、すぐ町民に対応できるところをやっつけられる、または全体的なことについては委託した業者にしっかりとやらせてもらうということで、緊急性とそれらを分けた使い方をしながらやっていくことで、ある程度の機械は持ったほうが、私は町民にとってはいい結果が出てくるんじゃないかなとは思っていましたので、そこらもあわせて検討していただきたいと、そう思っています。</p> <p>それから、販路拡大の件なんですけれども、ことしの予算として取ったということだけなんです。できるだけその経過についてもやはり町民に知らせる、それをしていただきたいと思います。お金は使われている、がしかし、その内容的なのはほとんど、どっちかというと新聞紙上で出てくる情報で見ると、内容がしっかりしたのが見えてこない、それをできるだけ町民にわかりやすいような経過を出すような、それにしていただきたいと。それを願って終わりにします。</p>
<p>質疑</p>	<p>西舘議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番、松林義光議員。</p> <p>先ほど町長が3年ぐらいで職員の人事異動を行うと言っておりましたけれども、私はそれには疑問を持っている一人です。3年で本当に仕事をマスターするのでしょうかという疑問を持っております。これは私の考えであります。</p> <p>それから、もう一つは関連質問、結構あります。一般質問でも立派に政策論争ができるようなことを議員各位が質問しております。旧下田町にあっては、関連質問は一切認めませんでした。そういうことがあって、私は戸惑いを感じているところでございます。それで、関連質問が認められておりますので、1点だけ関連質問をさせてもらいたいと思います。</p> <p>その前に、除雪車両購入3,000万円ですか、これは補助金</p>

<p>答弁</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>が、交付金がついたということであります。これは、この3, 000万円の車両は、町が直営でこれを稼働させるのか、それとも業者に委託をして稼働させるのか、それを1点お伺いします。</p> <p>関連質問1点だけですけれども、小学校費でちょっとお伺いします。町民プールが6月1日からオープンしたと思っております。昨年は予想以上に利用者が多かったと。喜ばしい限りであります。ことしもたくさん利用するものと思っております。</p> <p>そこで、木ノ下小学校の生徒が、生徒数が多いと、送迎に時間がかかるということで、昨年度は1回も町民プールを利用、学校自体で、個人は別です、学校自体で町民プールは1回も利用していないということでありました。</p> <p>それは、ことしも生徒数が六百何名いますから、時間もそんなに変わらない。そのような状況はことしも続くでしょうか。それが第1点であります。</p> <p>そして、小学校には自前のプールがあります。でも、昨年度はそれを監視する業者がいなかったということであります。ですから、監視する業者がないのですから、これは小学校のプールも利用できないということになるのか。そして、今年度は監視する業者がいるのかどうか、その見通しについてお伺いいたします。</p> <p>まずもって人事異動の件について少し説明したいと思います。</p> <p>私も、何が何でも3年以内ということではなく、役場に夢と希望を持って就職した職員の人たちが、入ってすぐ、世間を知らない職員たちが来るもんで、その人たちをもう、松林さんはどういう考えで3年はだめだ、もっと長くしろということか、もっと短くしろということかわかりませんが、5年、6年ときますと、もう希望を持ってきた職員の中には、例えば好きでない、職員の中では私こんなことをするために役場に入ったのではないという不満が出ていることもあります。というのは、異動される対象になる方々に一応異動希望をとっています。そうしますと、そういう不満をするのもいるし、今回不祥事を起こした職員みたいに、いたい、上司が置きたい。7年おいてもまだ8年、9年って置かなければならないのかという場合もあります。やはりそれはよくないのではないのかなというのが私の考えです。特に新採用の場合は3年ぐらいで次々と新しい職場を覚えさせるのがその</p>
-----------	-----------------------	---

	<p>職員のためになるのではないのか、そして、目鼻ついたんですか、この人はここだ、特技はこういう現場のほうがいいな、事務のほうがいいよなどというのがある程度、私も長くいないのでそんな好きなこと言えないんですけれども、そういうふうにして職員を松林さん言ったように育てることも必要だと思いますけども、まだ目鼻がつかないうちからここ1カ所と、特別な資格を持った専門職は別として、一般事務で採用になった職員の方々にはそういうふうにしてある程度経験させたほうがいいのではないのかなという気がして、3年ぐらい、そしてもちろん7年いる、総務課にいたるところもあります、また、別な部分でも長くいる人もありますけど、その人たちはまた改めてこういうことであと1年置かせてほしい、あと2年あればこのやりかけている仕事を片づけて、次にどこへでも行くからというような考えの職員もいますし、何の目的もない、希望もなくてもいたい、置きたいというような考えの人、これはもうだめだっていった、本当に1カ月もないうちにそういう不正が発覚している場合もあるので、どうすればいいのかなという部分では大変、また松林さんにお叱りを受けるかもしれない、職員に厳し過ぎて人気ないよ、人気落ちるよというようなご意見もありますけれども、しからば、ここは職員の楽園でもないだろうし、やはりやりたくないこともそれはやらなければならないけれども、不満があったらやはり3年ぐらいでかわらせてあげたいなという気がしております、そういう部分を含めて、人事の掌握というのは本当に難しいんですけれども、1カ所に長く置くのが、私はその職員のためにならないな、生涯65、70、将来そういうふう定年が延びるとしたときに、やはり1カ所にだけで、1カ所はプロだったけれども、ほかに行ったら使い物にならないというようなことがあれば、大変残念なことだなという気がしておりますので、職員にだけはやはりいたいと言っても任せておられないし、いたくないと言ってもやはりそこで鍛えて勉強してこい、育ってこいというような考え方も必要ではないのかなという気がしております。そして、10年、20年いたら、この職員はここが向いているなと思ったら、そこにエキスパートの的に育てれば良いと思うんですけれども、そういうことをしないと、やはり不正も見抜けないし、職員も育たないような気がしておりますので、またこれ議会でしゃべっていると長くなるの</p>
--	--

	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>で、後で松林さんと個別に考え方を討論させたいと思っておりますので、ここでやめますけれども、そういう考えを持っております。</p> <p>以上です。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それでは、除雪機械のことでの質問でしたが、お答えいたします。</p> <p>今回予定しています11立米クラスのタイヤショベルですけれども、これにつきましては、今現在、直営で利用している11.2トン、2立米タイヤショベルがもう17年目ということで、結構傷んできているということで、これにかわる作業機械ということで予定しておりますので、直営で使うことになるかと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>町民プールについて少しお答えをしたいと思います。</p> <p>まず、町民プールの私たちの捉え方としては、学校プールのかわりにつくっていただいたものと解釈をしておりますので、まずは子供たちの利用促進を進めていきたいなと思っております。そして、そのおかげさまで、昨年度は非常に利用者も多く、いい形で推移しているのかなと思っております。感謝をしたいと思います。</p> <p>次に、木ノ下小学校についてですが、関連して、水泳教室は、例えば甲洋小学校さんとか、下田小学校のようにプールがないところは町民プールを利用して水泳教室を行っております。送り迎えもしております。ただし、木ノ下小学校はプールがありますので、つまり授業ですね、水泳教室は木ノ下小学校のプールを使っております。ですから、授業ではどの学校も差しさわりのないように今行われている状況です。</p> <p>問題は夏休みです。夏休み期間中は学校にプールのないところは、町民プールに来て利用してもらうという形をとっています。</p>

		<p>木ノ下小学校についても、夏休みについては、バスを配車をして、何回か利用してもらおうようにしております。これは夏休みですね。</p> <p>夏休みのその木ノ下小学校のプールの管理業務については、昨年は募集をかけたんですが、なかなか応募してくれる業者がなくて、オープンはできなかつた、そういう状況であります。</p> <p>肝心の水泳教室等については、どの学校も間違いなく行われているということになります。</p> <p>なお、今年度の見通しについては、課長のほうから今報告させていただきますので。</p>
<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>それでは、今年度のプールの予定です。学校プールのある下田、木内々、木ノ下小学校、こちらのほうについてはプールの利用の意向を確認しているところでした。その結果ですけれども、下田小学校は町民プールを使いたいと、もう赤さび等が出て、今までも無理して使ってきた経緯があるということでした。木内々小学校については、先ほど教育長が言った学校の授業ではプールは使いたい。ただ、夏休みに関しては町民プールのほうを使いたいということでした。木ノ下小学校に関しましては、授業では当然使いたいんですが、可能であれば夏休みも小学校のプールを使いたいということでしたので、そこの部分では今月、業者のほうを入札のほうに付して、何とか監視業務のほうできないかということで入札執行する予定にしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西舘議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>地域整備課長、去年から課長、去年からですよ、課長やっている。課長職は去年から、おとしから。</p> <p>それで、この議場で雪、除雪についていろいろな議論されていると思います。出動が遅いと、これが一番皆さんから注文されている事柄であります。</p> <p>昨年、私は、朝早くから副町長に電話でお願いをしております。</p>

		<p>ですから、まだ雪が降りませんが、西館課長、とにかく町民の期待に応えるように頑張ってもらいたいと思っております。よろしくをお願いします。</p> <p>教育委員会、教育長、私が質問したらあなたが答弁しないようにお願いします。あなたに質問しにくいんですよ。ですから、学務課長とか、体教の課長が答弁をお願いしたいと思います。</p> <p>管理業務、去年は失敗しました。手を挙げる人はいませんでした。ことしは何とかなるでしょうと、今教育長の答弁でありますけれども、もし何とかならない場合は、その可能性はあるでしょう、逆に、そうなった場合はどうなりますか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>もしそうなった場合は、やはり昨年と同じく町民プールのほうを利用していただくように、バスを配車したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>13番、西館芳信です。</p> <p>説明書3ページ、9ページにあるプレミアム商品券、これ1点について教えてください。</p> <p>ただ、その前に、議長、大変申しわけないんだけど、先ほど14番議員から質問云々ということで、議会のあり方について重要なことがありましたので、ちょっと言わせてください。</p> <p>私、議長職にあったとき、だめだと、ふさわしくないのではないかとしたのは質問です。質問、つまり一般質問なんです。一般質問で自分のことを引き合いに出されて、関連質問された場合、すぐにそれに対して答えたりなんかできない、一般質問だから。やりとりがないわけです。自分の質問に対する防御権がないから、それはだめだよというのがあれで、正式には、今皆さんがしゃべっているのは関連質疑ですよ、関連質疑、これは自由です。全く何も規制がないわけでありまして。一般質問のことを言った</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>ということですので、そこをご了承ください。</p> <p>それでは、私の質問に入ります。</p> <p>今回のこのプレミアム商品券、国、政府の狙いとするところは消費税が導入された際の激変緩和措置ということだと思いますが、これが狙いだよということをひとつ確認させてください。</p> <p>それから、2つ目は、この説明書を見て、私、これ全体的に事業の規模が幾らで、そして事務費が幾らで、実際にこの商品券を使う人たちの分が幾らだかという、その全体像が見えてこないんです。まずその2つについてお願いします。</p>
	<p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>プレミアム付商品券の事業の概要ですけれども、消費税増税に伴いまして国から事業が来ております。狙いといたしましては、低所得者、それから、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するというので、その人たちに対する支援、それから、地域における消費の喚起を促すということでの事業となります。事業規模になりますけれども、今見込んでいるのが低所得者、非課税世帯というところが対象者になりますが、6,000人を見込んでおります。それから、子育て世帯については、800名、3歳半未満までの800名を見込んでおります。プレミアム付商品券ということで、2万5,000円の商品券、5,000円の5セットで2万5,000円になりますが、1セット当たり5,000円を4,000円で販売すると。1セット当たり1,000円がプレミアムという形になります。これを事業費にしますと、1億7,000万円、全員が使うと1億7,000万円の大きい事業となります。そのうちの2割分がプレミアムという形の事業となります。</p> <p>事務費については、当初予算で概算で上げておりますけれども、事務費については、今、6月補正で約1,400万円の事務費を見込んでおります。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>13番。</p>

質疑	13番 (西館芳信君)	<p>今、対象が6,000人ということでした、これは世帯でなくて6,000人、一人一人個別にということなんです。</p> <p>そして、この中には低所得者、つまり非課税世帯、5,000円というふうなこと、それから、9ページのほうの子育て世帯、こちらは2歳何とかとか、2人目だとかという、これも何かありますよね。これのほうは幾ら、何人、世帯でもいいし、何人でもいいし、どれぐらいの対象になりますか、町内で。</p>
答弁	西館議長 介護福祉課長 (田中淳也君)	<p>介護福祉課長。</p> <p>繰り返し説明をしたいと思います。</p> <p>もう一度、低所得者については、非課税世帯6,000人ですね、の予定であります。それから、子育て世帯については、3歳半未満の方全部です。800名を見込んでおります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 13番 (西館芳信君)	<p>13番。</p> <p>私、聞いたのが、非課税世帯に対しての5,000円というの、ちょっと私としては今までの流れからすれば万単位になるのかなと思ったんですが、5,000円ということで、これちょっと少ないと思って、個人的にはいるんですが、それでもそれなりの人数がいれば仕方がないことだけれど、子育て世帯が800人ということであれば、これ400万円かな、全体の予算は。ちょっと計算があれだけれど400万円。そうすると、400万円という、その全体の財政から見てそんなに多くないのであれば、成田町長、子育て、我が町、充実ということで言っておりますし、私は、これプラスで可能なのであれば、町で上積みしてもいいんじゃないかと。ほかの自治体との差別化を図る意味でやってくださいよと言いたいんですが、法的にどういうものなのか、そこと、町長の気持ちということでお答えいただければと思います。</p>
	西館議長	介護福祉課長。

答弁	<p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p> <p>西館議長</p>	<p>子育て世帯の上乗せということで、法的には問題ありませんが、経費は全部町持ちになるということになるかと思ひます。以上です。</p> <p>町長。</p>
答弁	<p>町長 (成田 隆君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>私の頭では考えつかないような発想をしてくれたし、このごろ金がない、金がないという話ばかり聞かされ、また自分でそう思っているもので、なかなか思いつきませんけれども、これは担当課、あるいは課内会議で相談してみてもいいのではないのかなという気がしております。さりとて財政的に無理だよというのであれば、進めなければいいし、また、やれるのであれば、どこかをまた、痛みが伴うよということになって、しからばどこをとめるか、減らすかという話になるかと思ひます。そういうことも含めて考えさせてください。ありがとうございます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>次に、第2表地方債補正及び地方債に関する調書についての質疑を受け付けます。</p> <p>議案書37ページ、説明書17ページ及び18ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、地方債に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第54号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

当局説明	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第13、議案第55号、令和元年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>
	介護福祉課長 (田中淳也君)	<p>それでは、議案第55号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の38ページから40ページ、別冊の特別会計補正予算に関する説明書1ページから4ページになります。</p> <p>本案は既定予算の総額に歳入歳出それぞれ123万円を追加し、予算の総額を22億8,664万9,000円とするものです。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、消費税増税等に係るシステム改修費を計上し、歳入では介護保険条例の一部改正で説明しました介護保険料を減額し、その補填分として一般会計繰入金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表歳入歳出予算補正のうち歳入歳出全款についての質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。特別会計補正予算に関する説明書3ページから4ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第55号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま</p>	

<p>日程終了の告知</p>	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>した。</p> <p>日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。</p> <p>このことについては、おいらせ町議会会議規則第127条第1項の規定により、手続をとるものであります。</p> <p>お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付してあります資料のとおり、7月10日青森市において開催される県下町村議会議員研修会に全議員を派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議員派遣の件についてはお手元に配付してあります資料のとおり派遣することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。</p> <p>ここで教育長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。演壇にてお願いします。</p> <p>教育長。</p> <p>議長にお許しをいただき、挨拶をさせていただきます。</p> <p>町の教育長に再任継続を承認いただきました。まことにありがとうございます。</p> <p>引き続き教育委員会のスタッフと力を合わせ、小学校5校、中学校3校、相談室、給食センター、3つの公民館、みなくる館、図書館、王将館、古墳館、そして町民プールなどの現場へ足を運び、教育課題に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>しかし、複雑化している課題に対し、地域を上げて取り組んでいくことが必要と感じております。町民の皆様からのご協力を仰ぎ、協力して課題解決に努めていきます。</p> <p>なお、きょうも話題になりましたけれども、短い期間でしたけれども、指定管理者制度のもと三沢市立図書館の館長も経験しております。この経験をぜひ生かしていきたいなと思っております。</p> <p>町の教育行政に引き続き携わる機会を与えてくださった成田町長及びその提案を承認していただいた議会の方々に感謝をす</p>
----------------	--	---

	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>るとともに、町民の期待に応えるよう励みます。また、子供たちの未来のために微力ながら頑張る決意であります。</p> <p>今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、町長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。演壇にてお願いします。</p> <p>町長。</p> <p>令和元年第2回おいらせ町議会定例会におきまして、議員各位には大変ご多用中のところ、ご参集いただき、また、提案いたしました教育委員会教育長の任命議案を初めとした全ての議案について議決賜り、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>議案審議の過程でいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえ、今後の町政運営に努めてまいりたいと思っております。</p> <p>さて、6月に入り、新緑が美しい初夏の気候となりました。まさにスポーツを行うには絶好の季節であります。その中で熱戦が繰り広げられた上北郡総合体育大会においては、当町の選手団の活躍により、見事9年ぶりの総合優勝に輝き、大変喜ばしく思っております。</p> <p>さらに、令和最初のいちょうマラソン大会が今月の23日に開催されますが、今回はちょうど1,000人のエントリーがあり、にぎわいのある大会になるものと期待しております。</p> <p>議員各位におかれましては、選手の皆さんを激励し、ともに大会を盛り上げていただければ大変ありがたいと思っております。</p> <p>最後になりますが、これから本格的な梅雨の時期となります。議員の皆様には健康に留意されまして、引き続きご活躍されますようご祈念申し上げまして、簡単ではございますが閉会に当たっての挨拶といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これで会議を閉じます。</p> <p>これをもちまして、令和元年第2回おいらせ町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。</p>
閉会宣告	西館議長	

		(閉会時刻 午後 4時14分)
	事務局長 (小向正志君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員